

事 業 概 要

平 成 26 年 度

広島県西部東厚生環境事務所

広島県西部東保健所

目 次

I 概況

1 管内の概況	1
2 管内図	2
3 市町別主要指標	3
4 行政組織・業務内容	4
(1) 行政組織	4
(2) 沿革	5
5 常設の相談等の実施計画	6
健康相談日	6

II 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策	7
(1) 情報収集管理	7
(2) 人材育成と資質の向上	7
(3) 広島中央地域保健対策協議会	7
2 高齢者保健福祉対策	7
(1) ひろしま高齢者プランの推進	7
(2) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進	7
(3) 地域支援（介護予防）事業の推進	7
3 ひとり親家庭等支援対策	7
4 医療対策	8
(1) 医療施設対策	8
(2) 救急医療対策	8
(3) 周産期医療対策	8
5 健康増進・栄養改善対策	8
(1) 健康ひろしま21 広島中央圏域計画推進事業	8
(2) 栄養改善対策	9
6 感染症予防対策	9
(1) 感染症対策事業	9
(2) 結核予防対策事業	10
(3) エイズ対策事業	10
(4) 肝炎対策事業	10
7 毒ガス障害者対策	11
8 歯科保健対策	11
9 精神保健福祉対策	11
(1) 医療対策の推進	11
(2) 精神保健福祉対策の推進	11
10 難病対策	12
(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業	12
(2) 難病相談事業	12
(3) 訪問相談事業	12
(4) アレルギー疾患相談事業	12
11 母子保健対策	12
(1) 不妊治療支援事業	13
(2) 長期療養児療育相談指導事業	13
12 食品衛生対策	13
(1) 監視指導	13
(2) 食中毒予防対策	13
13 生活衛生対策	13
14 水道対策	13
15 狂犬病予防対策	14
16 薬事対策	14
(1) 医薬品対策	14
(2) 毒物・劇物対策	14
(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策	14
(4) 家庭用品対策	14
(5) 医薬分業の現状	14
(6) 献血対策	14
(7) 薬物乱用防止対策	15
17 環境保全対策	15
(1) 大気汚染防止対策	15
(2) 水質汚濁防止対策	15

(3) 化学物質対策	15
(4) 公害苦情事案への対応	15
18 廃棄物対策	15
(1) 一般廃棄物対策	15
(2) 産業廃棄物対策	16
(3) 普及啓発・環境学習	16

Ⅲ 資料

1 管内の状況 一覧	17
2 人口（人口動態）	20
(1) 人口動態総覧（市町・年次別）	20
(2) 主要死因別死亡者数	21
(3) 主要死因別標準化死亡比	22
3 事業の実施状況	23

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入状況	23
(2) 衛生教育の実施状況	23
(3) 市町指導の状況	23
(4) 広島中央地域保健対策協議会の状況	24
(5) 医師臨床研修受入状況	24

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	25
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	26
(3) 実地指導件数	27
(4) 在宅医療推進医研修の修了者状況	27

母子（寡婦）福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	28
(2) 寡婦福祉資金の貸付状況	29

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	30
(2) 立入検査及び使用許可件数	30

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	31
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	32
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	32
(4) 健康増進事業実施状況	32

感染症対策

(1) 感染症発生状況	34
(2) 結核の状況	35
(3) 感染症発生に伴う指導状況	37
(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	38
(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況	39
(6) 健康教育の実施状況	39
(7) 肝炎相談件数、肝炎ウィルス検査の実施状況及び治療受給者証の交付状況	40

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	41
(2) 相談事業の状況	41
(3) 市町指導・支援の状況	41

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	42
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	42
(3) 組織育成支援状況	42
(4) 相談指導実施状況	43
(5) 家庭訪問指導状況	43
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	44

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況	45
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	47
(3) 相談事業の実施状況	48
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	48
(5) 家庭訪問指導の状況	49
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	49
(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況	50
(8) アスベスト相談状況	51

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談事業の状況	52
(2) 不妊治療費助成の申請状況	52

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	53
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	55
(3) 食品衛生監視指導状況	56
(4) 食品収去検査状況	58
(5) 集団食中毒発生状況	58

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況	59
(2) 狂犬病予防業務の状況	59

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況	60
(2) 毒劇物監視指導状況	61
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	62
(4) 医薬品収去検査状況	63
(5) 家庭用品の試買検査状況	63
(6) 献血状況	63
(7) 温泉監視指導状況	63

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	64
(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況	64
(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況	65
(4) 公害苦情事案の取扱状況	65
(5) 水質事故事案の取扱状況	65
(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表	66
(7) 環境調査の実施状況	67

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	68
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	69
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	70
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	70
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	71
(6) 産業廃棄物に係る協議等	71

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	72
-----------------------	----

I 概 況

1 管内の概況

区域は、竹原市、東広島市及び大崎上島町の2市1町で、広島県のほぼ中央に位置し、賀茂台地、瀬戸内海沿岸、島しょ部から構成されており、面積は、約 797 km²で、県土の約 9.4%を占めている。

地形的には、東広島市からなる賀茂台地は、標高 200m～400mの盆地と丘陵により形成され、比較的平坦地に恵まれている。竹原市、東広島市安芸津町からなる沿岸部及び大崎上島町の島しょ部は、標高 300m～500mの山々が海岸線近くまで迫っており、河川沿い及び沿岸部に小規模な平坦地が分布している。

また、一級河川として、太田川水系、江の川水系の2水系、二級河川として、黒瀬川水系、瀬野川水系、沼田川水系、賀茂川水系など12水系がある。

人口は、平成26年1月1日現在 215,536 人（住民基本台帳年報）で、人口密度は、270.5 人/km²である。

気候条件は、賀茂台地部では、内陸的気候で、夏冬の気温格差が大きいのに対し、沿岸部及び島しょ部は、瀬戸内海気候特有の温暖、少雨となっている。

交通は、JR山陽本線、呉線、山陽新幹線と、山陽自動車道、国道2号、国道185号、486号が東西を貫き、国道375号、432号が、南北を貫いている。

また、高規格幹線道路である東広島呉自動車道や国道2号安芸バイパス、東広島高田道路の整備が進められている。

さらに、三原市の広島空港へは、山陽自動車道河内インターチェンジから7分程度となっている。

航路については、安芸津港、竹原港、忠海港から、島しょ部へフェリー、高速船などが多数運行されており、内海航路が発達している。

就業者構成は、第1次産業 5.9%、第2次産業 31.3%、第3次産業 62.8%（平成22年国勢調査）となっており、平成17年と比較した実数の増減では、各市町とも第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。

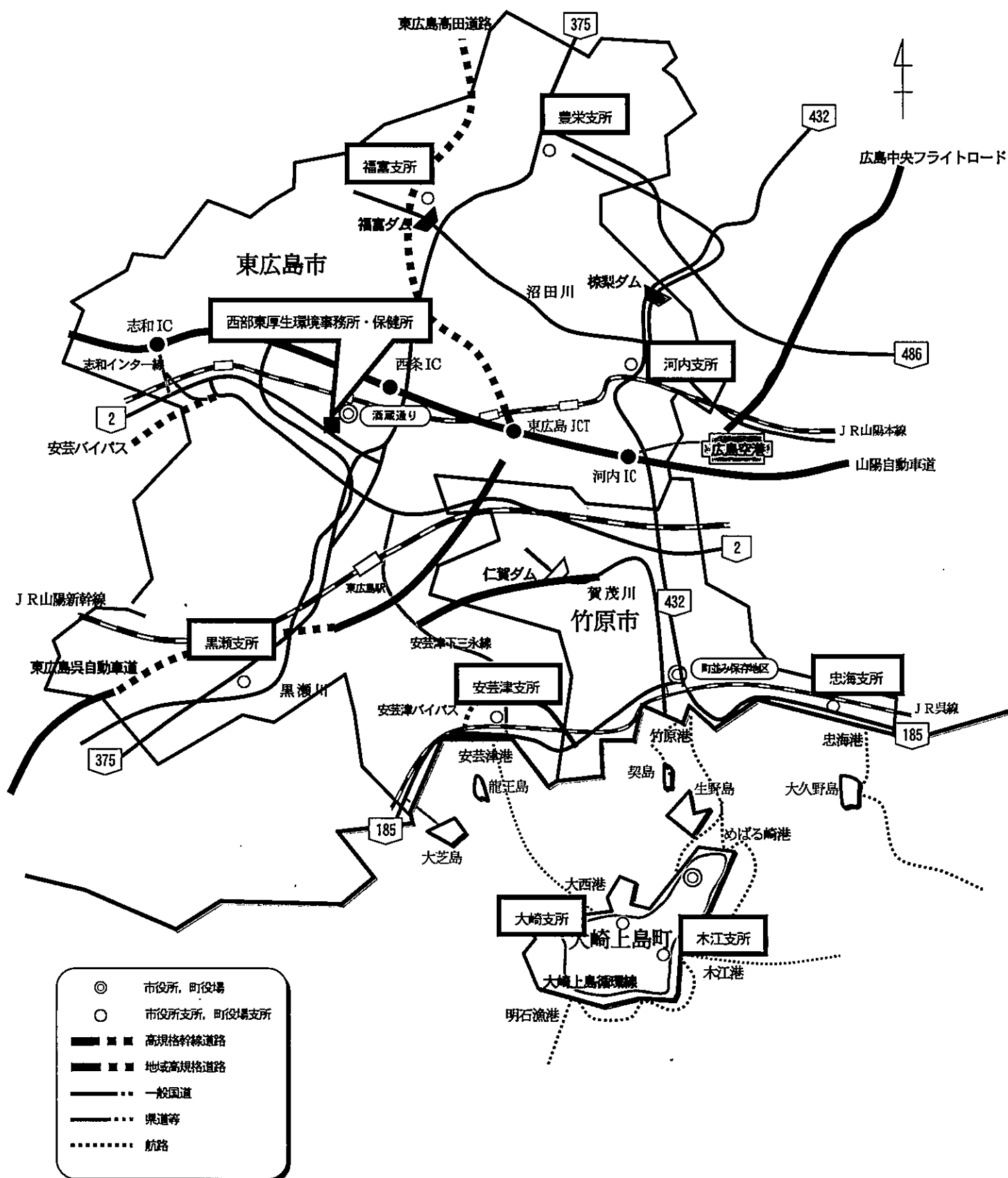
このほか、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学（東広島キャンパス）、エリザベト音楽大学西条分校及び広島商船高等専門学校が立地するなど、高等教育機能が充実している。

また、東広島市の広島中央サイエンスパーク内には、広島県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー、（独）酒類総合研究所及び民間企業の研究所などの試験研究施設や、（独）国際協力機構（JICA）中国国際センターなどの国際交流施設の集積が進んでいる。

さらに、竹原市、東広島市安芸津町には（独）農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所ブドウ・カキ研究拠点や広島県栽培漁業センターなど、農業、漁業、生物分野の試験研究機関が設置されている。

※（独）は、独立行政法人の略称である。

2 管内図



3 市町別主要指標

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
面 積 (K m ²)	796.93	118.31	635.32	43.30
世 帯 数	93,141	12,738	76,114	4,289
総 人 口	215,536	28,070	179,359	8,107
0～4歳	10,040 (4.7)	831 (3.0)	9,040 (5.0)	169 (2.1)
5～9歳	10,188 (4.7)	969 (3.5)	9,035 (5.0)	184 (2.3)
10～14歳	10,397 (4.8)	1,144 (4.1)	9,025 (5.0)	228 (2.8)
15～19歳	11,736 (5.4)	1,321 (4.7)	9,771 (5.4)	644 (7.9)
20～24歳	12,078 (5.6)	1,138 (4.1)	10,724 (6.0)	216 (2.7)
25～29歳	11,281 (5.2)	1,061 (3.8)	10,051 (5.6)	169 (2.1)
30～34歳	12,514 (5.8)	1,157 (4.1)	11,127 (6.2)	230 (2.8)
35～39歳	14,980 (7.0)	1,556 (5.5)	13,112 (7.3)	312 (3.8)
40～44歳	15,690 (7.3)	1,677 (6.0)	13,652 (7.6)	361 (4.5)
45～49歳	13,409 (6.2)	1,616 (5.8)	11,453 (6.4)	340 (4.2)
50～54歳	12,582 (5.8)	1,559 (5.6)	10,620 (5.9)	403 (5.0)
55～59歳	12,415 (5.8)	1,719 (6.1)	10,276 (5.7)	420 (5.2)
60～64歳	15,725 (7.3)	2,511 (8.9)	12,511 (7.0)	703 (8.7)
65～69歳	14,953 (6.9)	2,423 (8.6)	11,731 (6.5)	799 (9.9)
70～74歳	12,106 (5.6)	2,217 (7.9)	9,153 (5.1)	736 (9.1)
75～79歳	9,421 (4.4)	1,885 (6.7)	6,823 (3.8)	713 (8.8)
80歳以上	16,021 (7.4)	3,286 (11.7)	11,255 (6.3)	1,480 (18.3)
人 口 密 度	270.5	237.3	282.3	187.2

(注1) 面 積…「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

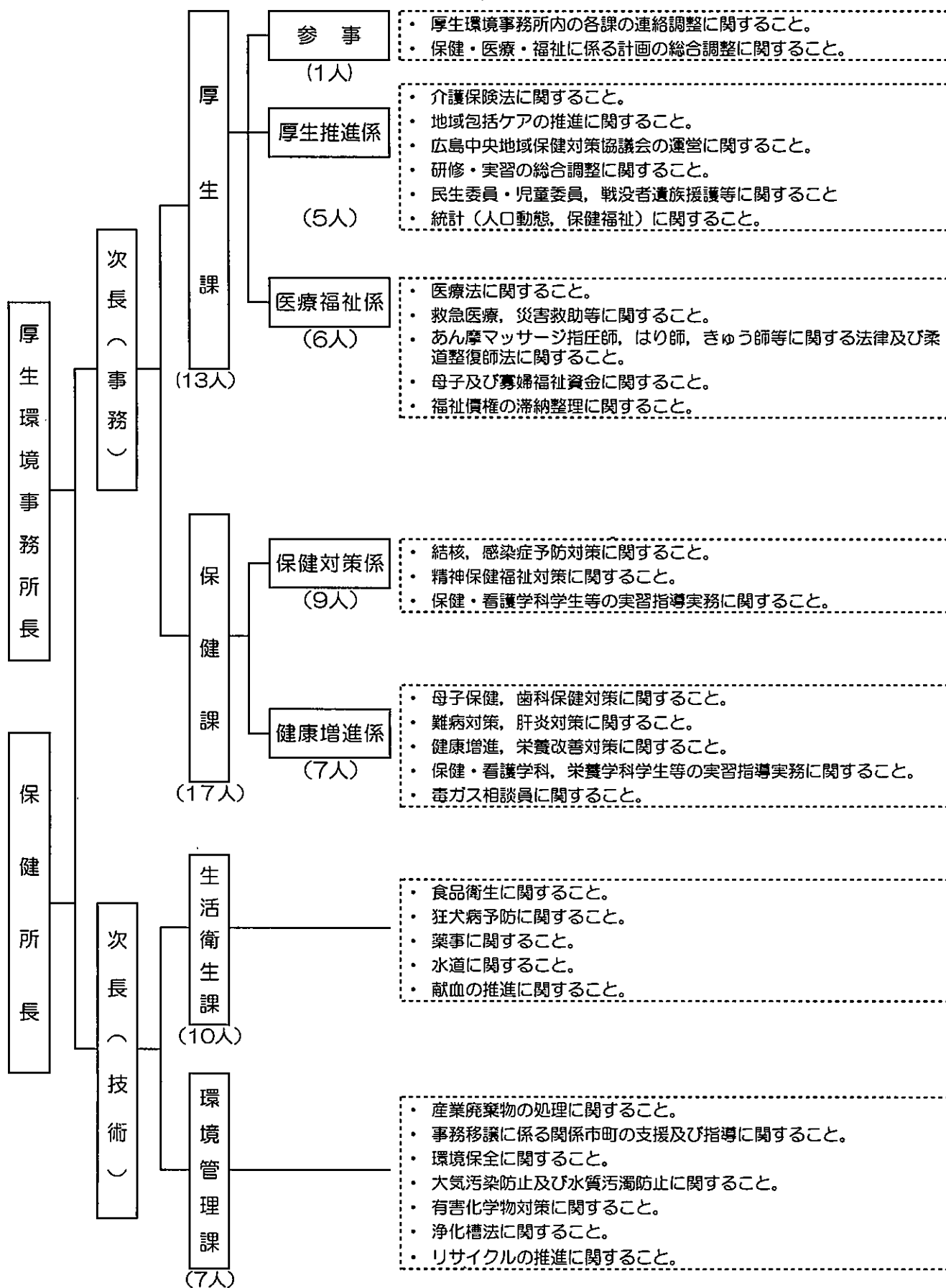
(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成26年1月1日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は,構成比(%)を示す。

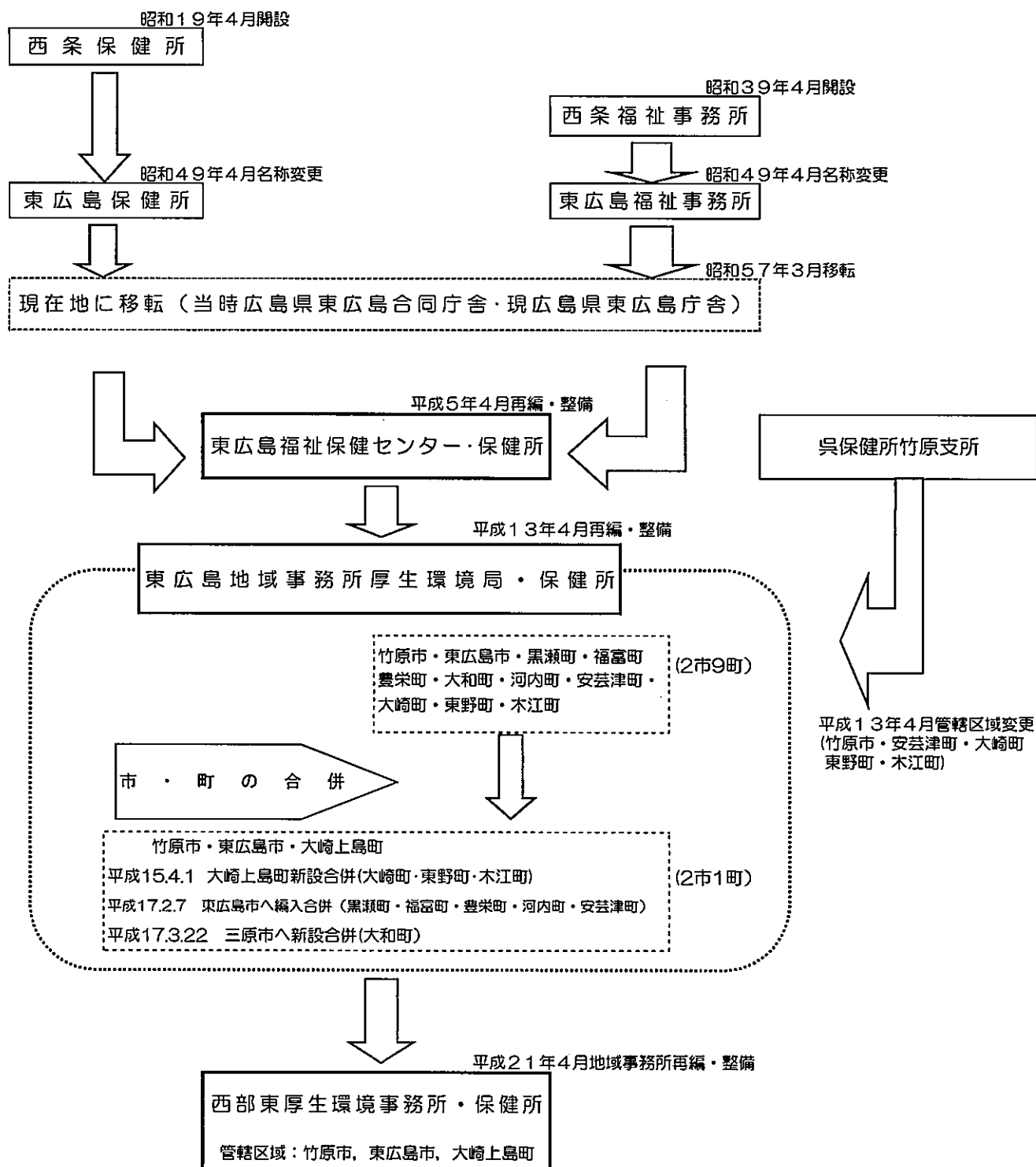
(注4) 人口密度…総人口/面積

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織 (51人)



(2) 沿革



5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成26年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
うつ病専門相談	精神保健福祉相談	偶数月第2水曜日又は第3火曜日	13:30～15:30	西部東保健所	予約制
ひきこもり専門相談	精神保健福祉相談	奇数月 第2木曜日	13:30～15:30	西部東保健所	予約制
エイズ対策	HIV検査	第1・第3 火曜日	9:00～11:30	西部東保健所	予約制
アレルギー	アレルギー疾患相談	開庁日(随時)	8:30～17:00	西部東保健所	予約制
肝炎対策	肝炎ウイルス検査	第1火曜日	9:30～11:30	西部東保健所	予約制

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

医療制度改革や介護保険制度の改正，地方分権の推進等，保健・医療・福祉サービス提供システムや行政システムの変革に対応しながら，誰もが安心して，健康で充実した生活を送ることのできる地域づくりを推進するため，市町の政策形成を支援している。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉の向上を図るため，保健福祉統計情報等の収集管理に努め，重要な行政資料とするとともに，市町の求めに応じて情報提供を行っている。

(2) 人材育成と資質の向上

人口構造や産業構造の急速な変化に伴い，保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており，これらに対応する人材育成と資質の向上が大きな課題となっている。

このため，保健福祉関係大学等養成機関の学生の実習指導や医師臨床研修を実施している。

(3) 広島中央地域保健対策協議会

人口構造の少子・高齢化，産業構造及び社会情勢の変化を背景に，医療制度改革や介護保険制度の改正等，保健・医療・福祉サービス提供システムや行政施策は，大きな変革の時期となっている。

広島中央地域保健対策協議会は，地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，社会福祉協議会，公的病院，市町，保健所等関係団体で構成し，変革に対応した保健・医療・福祉の推進のため，地域保健医療計画，健康ひろしま21圏域計画等に基づき，積極的な事業展開を図るとともに，地域包括ケアの推進に向け，気運の醸成を図っている。

2 高齢者保健福祉対策

高齢者が，住み慣れた地域で生涯を通じて安心して生活できるよう，高齢者サービスの充実を図るとともに，健康で生きがいを持って社会参加できるよう支援している。

(1) ひろしま高齢者プランの推進

「ひろしま高齢者プラン（平成24～26年度）」に基づき，市町老人福祉計画・介護保険事業計画が円滑に推進されるよう，市町に対し支援・指導を行っている。

(2) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進

利用者の自立支援に必要なサービスが的確・適切に提供されるよう，指定居宅（介護予防）サービス等の事業者指定審査及び計画的な事業者実地指導を行うほか，保険者指導等を実施している。

(3) 地域支援（介護予防）事業の推進

地域ケアの拠点となる地域包括支援センターの運営や介護予防事業の実施など，市町の地域支援事業が効果的に実施されるよう必要な支援を行っている。

3 ひとり親家庭等支援対策

母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り，併せて扶養している児童の福祉を増進するため，福祉資金の貸付けを行っている。

平成 25 年度の新規貸付は、母子福祉資金 41 件 17,293 千円、寡婦福祉資金 2 件 787 千円であった。

なお、平成 26 年 10 月 1 日から貸付対象が父子家庭にも拡大されている。（父子福祉資金）。

4 医療対策

（１）医療施設対策

医療施設における適正な医療の確保を図るため、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき、病院、診療所の立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備、医療の安全管理等の指導を行っている。

（２）救急医療対策

○ 初期救急医療

休日夜間救急センターとして、竹原市休日診療所及び東広島市休日診療所が設置されている。

また、休日及び夜間の在宅当番医制が市町において実施され、充実が図られている。

○ 二次救急医療

初期救急医療施設で対処できない重症患者（二次救急患者）を診療し、あるいは入院治療するため、病院群輪番制方式により 8 病院が対応している。

なお、現在、インターネットに対応した広島県救急医療情報ネットワークシステムが運用されており、医療機関情報・夜間休日の医療提供体制などの情報が提供されている。

（３）周産期医療対策

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成 24（2012）年 10 月に地域周産期母子医療センターの認定を受けている。

これまで、県内で地域周産期母子医療センターとして 8 施設目の認定を目指して、平成 24（2012）年 3 月までに周産期医療部門の整備を行い、同年 5 月から分娩取扱いを開始し、段階的にハイリスク分娩への対応可能な施設として運営してきた。

（４）地域医療支援病院

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成 21（2009）年 8 月に地域医療支援病院として承認されている。

同病院では、他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供や、地域の医師等による病床や医療機器の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者の資質向上のための研修等を実施している。

5 健康増進・栄養改善対策

（１）健康ひろしま 21 広島中央圏域計画推進事業

「健康ひろしま 21 広島中央圏域計画」により、圏域の重点課題として「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「ライフステージに応じた健康づくりの推進」、「個人の健康を支え、守るための社会環境の整備」を掲げ、次のとおり広島中央地域保健対策協議会事業

として、生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制づくりを推進している。

ア 健康ひろしま21圏域計画推進会議の設置

地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地域食育推進関係団体、市町及び広島県西部東保健所で構成する健康ひろしま21圏域計画推進会議を設置し、平成25年3月に策定した健康ひろしま21広島中央圏域計画に関する事項について、調査・研究、協議するとともに、当該計画の進行管理及び評価を行っている。

また、当該計画を推進するため、健診受診率向上検討会、喫煙防止対策検討会及び食育活性化検討会の3専門会議を設置している。

(ア) 健診受診率向上検討会

特定健診及びがん検診の受診しやすい体制を検討している。

(イ) 喫煙防止対策検討会

各関係機関と連携し、喫煙防止に関する普及啓発に努めている。

(ウ) 食育活性化検討会

食育推進事業について、各種団体と連携した食環境の整備、ライフステージに応じた正しい食習慣の定着を図るため、普及啓発に努めている。

イ 健康生活応援店推進事業

健康ひろしま21の理念に賛同し、たばこ・食生活・運動等に関して健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、健康的な生活の水準と健康に配慮した環境整備を推進している。

受動喫煙防止対策として飲食店等の禁煙・分煙を推進し、健康生活応援店（禁煙・分煙施設）の普及拡大を目指すため、戸別訪問などに取組んでいる。

(2) 栄養改善対策

ア 人材育成及び健康づくり支援

市町において、計画的かつ効果的な栄養改善事業を推進するために、健康づくり従事者を対象に研修会等を通じて支援している。

また、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員等関係団体の支援を行っている。

イ 特定給食施設指導

管内特定給食施設等において、適切な栄養管理・衛生管理及び食育の推進が行われるように給食施設の従事者を対象に集団指導及び個別指導を実施している。

ウ 栄養表示・誇大表示指導

加工食品の栄養成分表示に関して消費者の意識啓発を図るとともに、食品の製造加工事業者等に対しては、適切な表示を行うように指導を行っている。

6 感染症予防対策

(1) 感染症対策事業

感染症事案発生時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権に配慮した迅速かつ的確な積極的疫学調査や保健指導等を行い、感染の拡大防止に努めている。

また、感染症発生動向調査事業により流行予測情報を関係機関等へ提供し、予防対策の普及啓発を図っている。

新型インフルエンザは、周期的な流行や感染力の強いウイルスが出現する可能性があるため大流行が懸念されていることから、広島中央地域保健対策協議会では、発生に備えた体制整備や対応能力の向上を目的とした実地訓練を実施している。さらに、最新知識の研鑽や地域の医療体制の構築を検討するため、地区医師会等の関係機関と連携し「広島中央地域感染症（新型インフルエンザ等）対策協議会」を開催している。

（２）結核予防対策事業

全国的に減少傾向にある結核罹患率は、広島県も平成 21 年以降低下している。

結核患者発生時は、感染源の究明や接触者の把握のため、早期の患者面接や積極的疫学調査を行っている。

また、接触者健康診断を実施し、新たな患者の発見や感染拡大防止を図っている。

治療中の結核患者には、地域DOTS事業（確実な服薬管理等）を実施し、結核のまん延防止と多剤耐性結核の発生を予防し、治療終了後は、患者管理として再発防止のための管理検診を行っている。

（３）エイズ対策事業

広島県の平成 25 年HIV感染者及びエイズ患者報告数は、前年より12人増の36人と急増した。

当所では、HIV感染の早期発見のため、HIV抗体検査や、電話・面接相談等を行っている。また、総合的なHIV感染症予防対策を推進するため、医療・教育・民間・行政等の関係者で構成した「HIV感染症予防対策協議会」を設置し、地域におけるエイズ性感染症対策を検討している。

さらに、広島中央地域対策協議会にピアエドゥケーター育成検討会を設置し、高校や大学において、より効果的な予防啓発のエイズ・ピアエドゥケーションの実施を検討し、高校生や大学生をピアエドゥケーターとして育成し、エイズ・性感染症予防のためのピアエドゥケーションを展開している。

*エイズ・ピアエドゥケーション：ピア（仲間）が同じ年代で価値観をともに感じあえる者どうしの若者に、エイズに関する知識を伝えて「性・命の大切さ」について一緒に考えていく活動

*ピアエドゥケーター：ピアエドゥケーションの実施者

（４）肝炎対策事業

B型及びC型肝炎ウイルス持続感染者（キャリア）は、長い経過の後、肝硬変、肝がんに進行していくため、そのキャリアを早期発見するために、無料の肝炎検査を実施し、肝炎検査の陽性者（県内委託医療機関実施分を含む）については、市町と連携して保健指導を行っている。

また、B型及びC型肝炎ウイルス性肝炎の治療として、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を早期に促進するため、ウイルス肝炎治療費の助成を行うとともに、肝炎についての相談や保健指導を実施して、肝炎についての不安の軽減に努めている。

7 毒ガス障害者対策

戦時中、全国最大の毒ガス工場が所在した竹原市大久野島に近い、竹原市忠海中町に、広島県毒ガス障害者相談室を設置している。毒ガス障害者相談員を1名配置して、毒ガス障害者の抱えている健康管理及び医療に関すること等、日々の不安について適切な助言、指導を行っている。

平成26年3月末現在、管内の健康管理手帳所持者は、709人、医療手帳所持者は481人で、健康診断や、医療、各種手当が支給されている。

8 歯科保健対策

「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」が、平成25年3月に策定された。

この計画に基づき、「はつらつ家族表彰」、「8020運動」等の事業を、地区歯科衛生連絡協議会等と連携し、普及啓発を図っている。

9 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

入院又は在宅の精神障害者について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく入院措置を実施し、迅速かつ適切な医療の提供に努めるとともに、精神科病院実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図っている。

(2) 精神保健福祉対策の推進

ア 精神保健相談及び訪問指導

精神科医によるうつ病専門相談、ひきこもり専門相談を実施するとともに、専門医同行訪問や保健師による家庭訪問、面接・電話相談を行い、適切な支援を行っている。

イ 自殺対策推進事業

総合的な自殺対策を推進するため、関係機関による連絡会議を開催し、自殺対策に関する課題の明確化や、当地域の実情に応じた総合的な連携・協力体制等の検討を行っている。

また、広島中央地域保健対策協議会では、地域医療連携検討会を実施し、うつ病の早期発見・早期治療のためのよりよい連携体制を推進するため、「かかりつけ医と精神科医の連携システム」モデル事業や、自殺未遂者の医療連携、体制整備を図るため、当地域における自殺未遂者に関する実態や課題を把握し、関係者で共有するとともに、医療機関の円滑な連携体制整備について推進している。

ウ ひきこもり対策事業

様々な要因によって社会的なひきこもり状態にある者やその家族等を対象に、「家族のつどい」を開催するとともに、行政と専門機関が事例検討やひきこもり対策について協議する場を設け、地域の課題解決に向けての取り組みを行っている。

エ 精神障害者の地域生活支援事業

広島中央地域保健対策協議会では、精神障害者の地域生活を推進するために、地域の

保健・医療・福祉の関係者が連携し、精神障害者の支援システムと事例の検討を行い、地域移行・地域定着を円滑に推進している。

オ 市町支援

精神障害者の支援が円滑にできるよう市町と連携している。特に、危機介入を要する事例や、困難事例に対して必要な支援を連携して行う。また、知識の普及や支援技術の向上のための、初任者研修、応用研修を実施している。

カ その他

精神保健福祉法、障害者総合支援法、心神喪失者等医療観察法等に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討と地域ケアを行っている。

10 難病対策

(1) 医療費助成事業

昭和47年に制定された難病対策要綱を改めて、平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、新たな医療費助成を含む難病対策が進められる予定である。

また、小児慢性特定疾患治療研究事業についても、児童福祉法の一部が同時期に改正され、同様に難病対策が進められる予定である。

新たな医療費助成制度については、両事業とも助成対象疾患が拡大され、受給者数が増加する見込みである。

(2) 難病相談事業

原因が不明で治療法が未確立な在宅難病患者の負担の軽減を図り、在宅療養を支援するため、患者・家族及び福祉関係者等を対象とした相談会や講演会を実施し、保健・医療・福祉制度について情報提供を行っている。

患者・家族の会の育成については、「消化器系、神経系、膠原病系難病患者・家族の集い」（サロンAHPの会）の支援を行っている。

また、小児難病講演会と交流会を難病対策センターと共催で実施し、保護者間の情報交換や、関係者の協力体制を図っている。

(3) 訪問相談事業

在宅の重症難病患者、特に神経系難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るとともに、療養生活の諸問題に対応するため、保健師等が家庭訪問を行い相談に応じている。

(4) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患に関する情報が氾濫する中で、正しい情報の選択が困難な状況にある。このため日常生活に不安のある者に対し、健康相談を実施している。

また、支援関係者に対し正しい知識を習得し、資質の向上を図るため研修会等を開催している。

11 母子保健対策

母子保健対策の推進については、長期療養児療育相談指導等の専門的な相談・支援を実施している。

(1) 不妊治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成している。

(2) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対し、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図るため、療育相談を実施している。

1 2 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、物流の広域化・国際化に対応するために、生産から製造・加工・流通・消費にいたる一貫した食品安全確保対策を推進し、総合衛生管理の視点から関係部局との連携を強化するとともにリスク管理としての食品衛生対策を推進している。

学校給食施設や老人・乳幼児等のハイリスクグループを対象とした集団給食施設、大量調理を行う仕出し弁当業及び広域流通食品を製造する施設に対して重点監視指導を実施し、食中毒予防や被害拡大防止を図っている。

食中毒等の食品事故や感染症に即応し、健康被害の探知・医療対策・原因調査・防疫・保健対策を機動的に行うため、所内に食中毒・感染症対策班を設置している。

違反・不良食品の排除のため、511件の収去検査を実施した。

なお、平成25年は、集団食中毒の発生はなかった。

(1) 監視指導

平成25年度の監視対象施設総数は、5,850施設で、そのうち許可を要する施設数3,810、許可を要しない施設数2,040であり、監視指導計画に基づき設定した目標監視件数は4,626件で、実際の監視件数は4,261件（監視率92.1%）であった。

(2) 食中毒予防対策

調理従事者等に対する食品衛生講習会を延べ67回、2,253人に実施した。

今後も、調理従事者等に対し、食中毒予防の啓発活動を推進するため、食品衛生講習会を積極的に開催することとしている。

1 3 生活衛生対策

住民の日常生活に極めて深い関係にある旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等生活衛生関係事務は、市町に移譲している。

なお、市町が施設の立入検査等を実施する際には、必要に応じ監視指導の技術支援を行っている。

1 4 水道対策

水道施設は、上水道2施設、簡易水道7施設が整備されている。このうち監視対象施設は、上水道1施設、簡易水道7施設である（国認可の東広島市上水道を除く）。

水道普及率は87.0%（平成25年3月現在。以下同じ。）で、県水道普及率の94.0%

と比較して低くなっている。

このため、管内市町と水道整備計画について協議し、水道の普及に努めている。

また、水道関係施設に立入検査し、安全で良質な水の安定的な確保及び水道施設の適正な維持管理体制の構築について、指導している。

なお、専用水道・簡易専用水道に関する業務は、市町の業務となっている。

1 5 狂犬病予防対策

平成12年4月から飼い犬の登録・狂犬病予防注射が市町の事務となったため、円滑な運営に資するため獣医師会等との連絡調整に努めている。

1 6 薬事対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取り扱い、不良・不正医薬品等の排除などに重点を置き、薬局、医薬品等の販売業及び業務上取り扱う施設を監視指導するとともに、医薬品の収去検査を実施している。

また、医薬品情報の提供の徹底を指導するなど医薬品の適正使用の推進を図っている。

さらに、医薬品類似形態食品（いわゆる健康食品）については、健康被害の発生を防止するため販売方法、広告、表示の実態調査や監視指導を行っている。

(2) 毒物・劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に立入検査し、保管管理等取り扱い、譲渡手続き等について監視指導を実施している。

(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策

ア 立入検査等

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の保管、管理、記録等について監視指導を実施している。

イ 大麻・けし対策

5～6月の「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に管内を巡視するとともに、ポスター・チラシ等によって住民の啓発に努めている。

(4) 家庭用品対策

家庭用品に使用されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施している。

(5) 医薬分業の現状

広島県の医薬分業は、近年、急速な進展をみているが、その態様は特定の医療機関の処方せんが特定の薬局に集中するマンツーマン分業が主体となっている。

患者に、よりメリットのある医薬分業を推進するには、患者が自ら選択した「かかりつけ薬局」で一般用医薬品を含めた薬歴管理、十分な服薬指導が受けられるいわゆる、「面分業」を推進する必要がある。

(6) 献血対策

社会経済の変化や医学の進歩に伴い血液製剤の需要が多様化している。

良質で安定的な血液を確保するため、献血思想の普及を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、特に 400ml 献血の推進に努めている。

(7) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、中学生、高校生にも広がり、大きな社会問題になっている。

このため、広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会を中心に、関係団体と連携して、講習会や啓発活動を実施し、地域に密着した薬物乱用防止活動を推進している。

1 7 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん及び自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査等を実施し、適正な管理を指導している。

(2) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水及び家庭からの生活排水等である。

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査や排水検査を実施し、適正な管理を指導している。

また、生活排水対策として、下水道の適正な維持管理を指導するとともに、浄化槽設置費用を補助するなどして小型合併処理浄化槽の設置を推進している。

(3) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類の主な発生源は、廃棄物の焼却施設である。

発生源周辺地域、一般環境地域の大気・水質・底質・土壌中のダイオキシン類の調査、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる工場・事業場の立入検査を行い、適正な管理を指導している。

イ 有害化学物質対策

有害性のある化学物質を取り扱う事業者による自主的な化学物質の管理と改善を目的としたP R T R法に基づき、化学物質の安全管理対策を推進している。

ウ オゾン層保護対策

フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者の登録を行い、オゾン層を破壊する原因物質の一つであるフロンの適正な回収を指導している。

(4) 公害苦情事案への対応

市町等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

1 8 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽保守点検業者の保守点検業の登録を行うとともに、更新登録時等に立入検査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検を指導している。

（２）産業廃棄物対策

有害廃棄物排出事業所，産業廃棄物処理業者，自動車解体・破碎業者，建設業者，産業廃棄物処理施設，ＰＣＢ電気機器を保管する施設の立入検査や産業廃棄物の抜取検査，最終処分場の浸透水の水質検査を実施し，産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導している。

また，ヘリコプターによるスカイパトロールや海上保安部と連携した巡視船によるシーパトロール，管内の市町や警察等により構成する広島中央地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会の開催による不法投棄防止に係る情報交換・合同パトロールを実施し，不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。

さらに，管内の主要幹線で産業廃棄物運搬車両検査を行い，産業廃棄物の運搬基準の遵守状況を確認し，適正な運搬を指導している。

（３）普及啓発・環境学習

資源・エネルギーの大量消費に依存したライフスタイルを見直し，循環型社会を構築・推進するために，環境保全に関する住民の意識啓発，広報普及に努め，また，環境学習機会の提供や支援を行い，地域に根ざした環境保全活動の推進を図っている。

Ⅲ 資 料

1 管内の状況 一覧(その1)

(単位 施設, 床)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	備 考
(※) 保 育 所 公 立	-				
(※) 私 立	-				
(※) 母 子 生 活 支 援 施 設	-				
(※) 児 童 館	-				
(※) 児 童 遊 園	-				
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日中系施設サービス)	-				
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	17	4	10	3	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	62	13	46	3	平成26年4月1日現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	235	46	175	14	平成26年4月1日現在
病 院	20	4	16		
病 院 病 床 数	3,407	509	2,898		平成26年3月31日現在
一 般 診 療 所	177	25	143	9	平成26年3月31日現在
歯 科 診 療 所	103	15	84	4	平成26年3月31日現在
助 産 所	6	2	4		平成26年3月31日現在
施 術 所	142	18	113	11	平成26年3月31日現在
衛 生 検 査 所	2		2		
給 食 施 設 数	144	28	106	10	
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	3,767	584	2,974	209	
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	2,021	449	1,347	225	
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	626	92	482	52	
犬 の 登 録 頭 数	11,947	1,818	9,648	481	
(※) 旅 館	-				
(※) 公 衆 浴 場	-				
(※) 興 行 場	-				
(※) 理 容 所	-				
(※) 美 容 所	-				
(※) ク リ ー ニ ン グ 所	-				
(※) 水 道 用 水 供 給 水 道	-				
(※) 上 水 道	1	1			
(※) 簡 易 水 道	7		3	4	
(※) 専 用 水 道	-				

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

管内の状況 一覧(その2)

(単位 事業所、施設)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	備 考
薬局(既存薬局を含む。)	116	22	91	3	
店舗販売業	36	5	29	2	
既存一般販売業	-				
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	21		21		
既存薬種商等	-				
特例販売業	1			1	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	89	12	76	1	
管理医療機器販売業・賃貸業	894	186	655	53	
麻薬取扱者	200	33	160	7	
(※) 温泉利用施設	-				
ばい煙発生施設	527	99	370	58	
ばい煙関係特定施設	545	5	526	14	
揮発性有機化合物排出施設	9		8	1	
一般粉じん発生施設	233	101	108	24	
特定粉じん発生施設	-				
粉じん関係特定施設	253	29	200	24	
ダイオキシン関係特定施設	28	3	22	3	
水質汚濁関係特定事業場	672	142	465	65	
第一種フロン類回収業者(事業者数)	26	1	25		
汚水等関係特定事業場	69	24	39	6	
汚染土壌処理業	-				
(※) ごみ処理施設焼却施設	3	1	1	1	
(※) R D F 施設	-				
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	3		2	1	
(※) 一般廃棄物最終処分場	2		2		
(※) し尿処理施設	4	1	2	1	
産業廃棄物収集運搬業	273				
産業廃棄物処理業者	47	11	31	5	
うち優良認定	4		4		
中間処理施設	36	3	29	4	
最終処分場	5		5		
P C B 廃棄物保管事業所	162	39	110	13	
産業廃棄物事業場外保管庫	-				
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	55	7	42	6	
自動車リサイクル 引取業者	81	10	67	4	
フロン類 回収業者	48	7	41		
解体業者	16	1	15		
破砕業者	8		8		

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

2 人口(人口動態)

用語の解説等

1 この資料は、平成17年から平成22年の人口・動態統計等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以降の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。
婚姻	人口動態という婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選択死因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主要死因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

- (1) 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率 $= \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$
- (2) 乳児死亡・新生児死亡率 $= \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$
- (3) 死産率 $= \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000$ 出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。
- (4) 周産期死亡率 $= \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以降の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以降の死産)数}} \times 1,000$
- (5) 死因別死亡率 $= \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$

(6) 標準化死亡比(Standardized Mortality Ratio:SMR)について

SMRは年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標のひとつである。

$$\text{標準化死亡比(SMR)} = \frac{\text{観察集団の全年齢死亡数}}{[\text{観察集団の年齢} \times \text{歳(年齢階級)の人口} \times \text{基礎集団のその年齢} \times \text{歳(年齢階級)の死亡率}] \text{の各年齢(年齢階級)についての総和}} \times 100$$

SMRは低い方が望ましく、SMRが100を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基準集団よりも高いことを示すものである。

(单位 人)

〔注1〕広島県人口動態統計年報による。

(注2)人口は総務省「住民基本台帳年報(各年3月31日現在)」による。

(2) 主要死因別死亡者数

(単位 人)

(平成24年)

区 分	広 島 県			管 内			竹 原 市			東 広 島 市			大 崎 上 島 町			区 分
	死亡者数	率 人口 10万 対	総死亡 者に対 する割 合%	死亡者数	率 人口 10万 対	総死亡 者に対 する割 合%	死亡者数	率 人口 10万 対	総死亡 者に対 する割 合%	死亡者数	率 人口 10万 対	総死亡 者に対 する割 合%	死亡者数	率 人口 10万 対	総死亡 者に対 する割 合%	
死亡者総数	28,608	1,002.8	100.0	2,044	945.1	100.0	431	1,478.7	100.0	1,470	822.8	100.0	143	1,687.5	100.0	死亡者総数
結 核	52	1.8	0.2	2	0.9	0.1	-	0.0	0.0	2	1.1	0.1	-	0.0	0.0	結 核
悪性新生物	8,151	285.7	28.5	562	259.9	27.5	110	377.4	25.5	411	230.1	28.0	41	483.8	28.7	悪性新生物
糖尿病	336	11.8	1.2	23	10.6	1.1	4	13.7	0.9	18	10.1	1.2	1	11.8	0.7	糖尿 病
高血圧性疾患	153	5.4	0.5	10	4.6	0.5	3	10.3	0.7	6	3.4	0.4	1	11.8	0.7	高血圧性疾患
心疾患(高血圧性除く)	4,770	167.2	16.7	354	163.7	17.3	79	271.0	18.3	251	140.5	17.1	24	283.2	16.8	心 疾 患
脳血管疾患	2,672	93.7	9.3	169	78.1	8.3	41	140.7	9.5	119	66.6	8.1	9	106.2	6.3	脳血管疾患
大動脈瘤及び解離	334	93.7	9.3	19	8.8	0.9	4	13.7	0.9	13	7.3	0.9	2	23.6	1.4	大動脈瘤及び解離
肺炎	2,997	105.1	10.5	266	123.0	13.0	45	154.4	10.4	204	114.2	13.9	17	200.6	11.9	肺炎
慢性閉塞性肺疾患	418	14.7	1.5	20	9.2	1.0	2	6.9	0.5	17	9.5	1.2	1	11.8	0.7	慢性閉塞性肺疾患
喘 息	45	1.6	0.2	2	0.9	0.1	-	0.0	0.0	2	1.1	0.1	-	0.0	0.0	喘 息
肝 疾 患	355	12.4	1.2	26	12.0	1.3	9	30.9	2.1	16	9.0	1.1	1	11.8	0.7	肝 疾 患
腎 不 全	661	23.2	2.3	51	23.6	2.5	10	34.3	2.3	38	21.3	2.6	3	35.4	2.1	腎 不 全
老 衰	1,292	45.3	4.5	108	49.9	5.3	38	130.4	8.8	62	34.7	4.2	8	94.4	5.6	老 衰
不慮の事故	1,010	35.4	3.5	65	30.1	3.2	11	37.7	2.6	48	26.9	3.3	6	70.8	4.2	不慮の事故
自殺	553	19.4	1.9	42	19.4	2.1	8	27.4	1.9	31	17.4	2.1	3	35.4	2.1	自 殺
そ の 他	4,809	168.6	16.8	325	150.3	15.9	67	229.9	15.5	232	129.9	15.8	26	306.8	18.2	そ の 他

市 町 名	人 口
広 島 県	2,852,728
管 内	216,275
竹 原 市	29,148
東 広 島 市	178,653
大 崎 上 島 町	8,474

(注1)平成24年人口動態統計年報第41号(平成26年1月20日 広島県)による
(注2)人口は総務省「住民基本台帳年報」による。(平成23年3月31日現在)

(3) 主要死因別標準化死亡比

平成20年～24年																
総数	Se01 結核	Se02 悪性新生物	Se14 糖尿病	Se15 高血圧性疾患	Se16 心疾患 ※高血圧性除く	Se21 脳血管疾患	Se25 大動脈瘤及び解離	Se26 肺炎	Se27 慢性閉塞性肺疾患	Se28 喘息	Se29 肝疾患	Se30 腎不全	Se31 老衰	Se32 不慮の事故	Se34 自殺	その他
総数	100.15	110.42	99.45	96.34	104.57	92.85	94.02	102.40	101.81	98.33	102.64	112.17	103.22	100.09	93.90	99.97
広島県																
東広島地域	101.03	82.06	98.44	102.26	111.13	87.79	85.60	114.18	105.32	94.39	93.53	122.41	100.32	97.27	95.44	97.83
竹原市	101.86	27.17	100.85	139.77	122.40	84.93	97.01	98.70	101.12	56.18	125.68	86.50	115.30	93.81	97.56	94.74
東広島市	100.84	99.31	97.55	93.11	106.10	88.90	84.34	122.76	105.46	84.94	82.17	131.84	96.41	97.21	94.10	99.48
大崎上島町	100.79	66.23	101.07	93.95	127.35	85.12	68.90	81.22	114.24	268.46	136.83	129.58	96.01	106.79	113.85	90.63

注：この表は、平成24年人口動態統計年報第41号（平成26年1月20日公表）に掲載の平成17年～21年データに基づき標準化死亡比を平成20年～24年データにより更新したものである。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入状況

(単位 人、日)

(平成25年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	46	125	19	
小 計	26	78	9	
保 健 師	10	30	3	広島国際大学
	4	12	3	広島大学
	12	36	3	日本赤十字広島看護大学
小 計	9	36	8	
栄 養 士	4	16	4	安田女子大学
	5	20	4	広島女学院大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	10	10	1	
歯 科 衛 生 士	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小 計	1	1	1	
訪 問 介 護 員	1	1	1	広島県立黒瀬高等学校
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(単位 回、人)

(平成25年度)

区 分	総 数	(再掲) 地区組織 活動	(再掲) 健康危機 管理	感 染 症	(再掲) 結 核	エイ ズ	精 神 病	難 子	母 子	成 人 ・ 老 人	栄 養 ・ 健 康 増 進	歯 科	医 事 ・ 薬 事	食 品	環 境	そ の 他
回 数	168			52	9	37	36	2	1				9	67		1
延 人 員	6,877			2,160	118	1,729	794	110	15				1,482	2,253		63

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(単位 回、人)

(平成25年度)

区分	保 健 計 画 の 策 定 ・ 地 域 診 断 (1)	母 子 保 健 (2)	健 康 増 進 (3)	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 (4)	齒 科 保 健 (5)	感 染 症 (6)	(再掲) 結 核 (7)	エイズ (8)
実施回数(O1)	2	1	13			4		
参加延人員(O2)	(24)	(2)	(59)			(92)		

区分	精 神 保 健 福 祉 (9)	(再掲) ヘルパー養成 (10)	難 病 (11)	介 護 保 険 (12)	健 康 危 機 管 理 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)
実施回数(O1)	202		1			2	225
参加延人員(O2)	(526)		(2)			(2)	707

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(4) 広島中央地域保健対策協議会の状況

(平成25年度末現在)

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 主な病院, 社会福祉協議会, 消防本部
	公衆衛生推進協議会, 女性会, 市町, 厚生環境事務所, 保健所
会 長	大田 和弘(竹原地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進専門部会 救急医療対策専門部会
総 会	平成26年6月26日
理 事 会	
事 業	事業名
県 受 託 事 業	地域保健医療推進事業, 在宅医療人材育成基盤整備事業
	うつ病等地域医療連携研修委託事業
県 補 助 事 業	運営費(委員会開催, 事務局経費等)
	精神障害者地域生活支援検討会
	うつ自殺対策連絡会議
	エイズ・性感染症対策推進事業
	感染症(新型インフルエンザ等)対策協議会
	健康ひろしま21圏域計画推進会議
	健診受診率向上対策事業
	喫煙防止対策事業
	食育活性化対策事業
そ の 他	圏域における地域包括ケア推進事業

(5) 医師臨床研修受入状況

(単位 人, 日)

(平成25年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	1	5	5	
医 師	1	5	5	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
歯 科 医 師				

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(単位: 事業所、施設)

(平成26年4月1日現在)

区 分	総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ④	526	174	27	136	7	156	20	-	-	2	-	4
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ①	62	20	7	19	1	13	2					
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所												
小 計 ②	235	78	10	57	3	74	10	-	-	1	-	2
訪 問 介 護	47	15	5	7	1	15	4					
訪 問 入 浴 介 護	3	2				1						
訪 問 看 護	13	3	1	5	2	2						
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1		1								
居 宅 療 養 管 理 指 導	2			2								
通 所 介 護	63	21	2	7		29	4					
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	25	2		20						1		2
短 期 入 所 生 活 介 護	30	29		1								
短 期 入 所 療 養 介 護	16	2		14								
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	8	3				5						
福 祉 用 具 貸 与	14		2			11	1					
特 定 福 祉 用 具 販 売	12					11	1					
小 計 ③	225	76	10	56	3	69	8	-	-	1	-	2
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所												
介 護 予 防 訪 問 介 護	45	15	5	7	1	14	3					
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1				1						
介 護 予 防 訪 問 看 護	13	3	1	5	2	2						
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1		1								
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	2			2								
介 護 予 防 通 所 介 護	60	22	2	8		25	3					
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	24	2		19						1		2
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	28	27		1								
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	15	2		13								
介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	8	3				5						
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	14		2			11	1					
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	12					11	1					
小 計 ④	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設												
介 護 療 養 型 医 療 施 設	4			4								

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(単位 事業所、施設)

(平成26年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ④		526	105	389	32
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ①		62	13	46	3
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	235	46	175	14
	訪 問 介 護	47	8	37	2
	訪 問 入 浴 介 護	3	1	2	
	訪 問 看 護	13	3	9	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2		1	1
	居 宅 療 養 管 理 指 導	2	1	1	
	通 所 介 護	63	12	49	2
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	25	6	18	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	30	6	20	4
	短 期 入 所 療 養 介 護	16	5	10	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	8		8	
	福 祉 用 具 貸 与	14	2	11	1
	特 定 福 祉 用 具 販 売	12	2	9	1
	小 計 ③	225	45	165	15
	介 護 予 防 訪 問 介 護	45	8	35	2
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2		2	
	介 護 予 防 訪 問 看 護	13	3	9	1
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2		1	1
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	2	1	1	
	介 護 予 防 通 所 介 護	60	12	45	3
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	24	6	17	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	28	6	18	4
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	15	5	9	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	8		8	
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	14	2	11	1
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	12	2	9	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	4	1	3	-
	介 護 療 養 型 医 療 施 設	4	1	3	

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(3)実地指導等件数

(単位 件)

(平成25年度)

区 分	総 数	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	介 護 療 養 型 医 療 施 設
実 地 指 導 件 数	49	10	20	19	

(4)在宅医療推進医研修の修了者状況

市町別・市町別・日常生活圏域別の状況

(平成25年度)

区 分	市町 計	日常生活圏域
在宅医療推進医	竹原市 10(5)人	竹原圏域 10(5)人
	東広島市 17(14)人	福富圏域 1(1)人
		豊栄圏域 1(1)人
		河内圏域 0(0)人
		西条北圏域 1(1)人
		西条南圏域 3(3)人
		黒瀬圏域 2(2)人
		八本松圏域 3(2)人
		志和圏域 1(1)人
		高屋圏域 4(2)人
		安芸津圏域 1(1)人
	大崎上島町 1(1)人	大崎上島圏域 1(1)人
計	28(20)人	

注) 在宅医療推進医等リーダー育成研修を修了した医師

なお、()はリーダー育成研修Ⅰを終了した医師数(内数)

児童・母子(寡婦)福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(単位 件, 千円)

(平成25年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
合 計	件 数	41	6	35	-
	貸付額(千円)	(17,293)	(3,404)	(13,889)	(-)
事業開始資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修 学 資 金	件 数	17	4	13	
	貸付額(千円)	(8,330)	(2,214)	(6,116)	
技能習得資金	件 数	2		2	
	貸付額(千円)	(792)		(792)	
修 業 資 金	件 数	2	1	1	
	貸付額(千円)	(733)	(600)	(133)	
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
生 活 資 金	件 数	1		1	
	貸付額(千円)	(103)		(103)	
住 宅 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
転 宅 資 金	件 数	2		2	
	貸付額(千円)	(505)		(505)	
就学支度資金	件 数	17	1	16	
	貸付額(千円)	(6,830)	(590)	(6,240)	
結 婚 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			

(2) 寡婦福祉資金の貸付状況

(単位 件, 千円)

(平成25年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
合 計	件 数	2	2	-	-
	貸付額(千円)	(787)	(787)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修 学 資 金	件 数	1	1		
	貸付額(千円)	(512)	(512)		
技能習得資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修 業 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
生 活 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
住 宅 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
転 宅 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
就学支度資金	件 数	1	1		
	貸付額(千円)	(275)	(275)		
結 婚 資 金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(単位 施設, 床)

(平成26年3月31日現在)

区 分			総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
病 院	病 床 数	施 設 数	20	4	16	0
		小 計	3,407	509	2,898	-
		一 般	1,691	169	1,522	0
		療 養	724	148	576	0
		精 神	938	192	746	0
		結 核	50	0	50	0
		感 染 症	4	0	4	0
	救 急 告 示		9	2	7	0
一 般 診 療 所	施 設 数		177	25	143	9
	病 床 数	一 般	207	27	149	31
		療 養	20	0	6	14
	救 急 告 示		1	0	1	0
歯 科 診 療 所			103	15	84	4

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は、使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(単位 件)

(平成25年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	26	20	6	0
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	3	-	2	1
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	25	21	4	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日（年末・年始、祝日除く）13:00～16:00

相談方法：電話、面談

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめ御了承ください

①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。

②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。

③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成25年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設			
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		1 回 50 食 以 上 又 は 1 日 100 食 以 上		1 回 20 食 以 上 又 は 1 日 50 食 以 上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	144	5	0	58	15	24	19	8	15
指 導 延 数 B	166	10	0	85	12	23	15	6	15
1施設当たり指導 回数 B / A	1.2	2.0	-	1.5	0.8	1.0	0.8	0.8	1.0

(注)表中の栄養士には管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成25年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設								給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食 施設				1 回 50 食 以 上 又 は 1 日 100 食 以 上				1 日 20 食 以 上 又 は 1 日 50 食 以 上								
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	5	10	0	0	59	85	15	12	24	23	19	15	8	6	15	15	114.5	129.2	85.7	145	166
学 校					12	10	1	1	1								78.6	76.9	100.0	14	11
病 院	3	8			14	22			3	3			1	2		1	171.4	166.7	-	21	36
介護老人 保健施設					3	4											133.3	133.3	-	3	4
老人福祉 施設					12	17			8	11			2	1		1	136.4	131.8	-	22	30
児童福祉 施設					11	18	9	8	5	3	15	14	3		7	10	106.0	110.5	103.2	50	53
社会福祉 施設					5	11	1	1	4	3			1	3	2	2	153.8	170.0	100.0	13	20
事 業 所	2	2			1	1	1		1	1	3				2		40.0	100.0	0.0	10	4
寄 宿 舎					1	2	2	1		1					4	1	71.4	300.0	33.3	7	5
矯正施設							1	1			1	1					100.0	-	100.0	2	2
自 衛 隊																	-	-	-	-	-
一般給食 センター																	-	-	-	-	-
そ の 他									2	1			1				33.3	33.3	-	3	1

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(単位 件)

(平成25年度)

区 分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	28	0
虚偽・誇大表示	5	3
計	33	3

※発見し、他所へ通報したものを含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分		個 別 指 導						集 団 指 導						
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導
			病 態 別 栄養指導	訪問による 栄養指導		病 態 別 運動指導				病 態 別 栄養指導		病 態 別 運動指導		
計		4	4	-	-	-	-	-	88	36	-	-	-	-
実 施 数	妊 産 婦													
	乳 幼 児	3	3											
	20 歳 未 満 (乳 幼 児 を 除 く)													
	20 歳 以 上 (妊 産 婦 を 除 く)	1	1						88	36				

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(単位 人, %)

(平成25年度)

区分		総数	竹原市	東広島市	大崎上島町
人口		215,536	28,070	179,359	8,107
健康診査	対象者	1,097	208	849	40
	受診者	21	2	19	0
	受診率(%)	1.9	1	2.2	0
肝炎ウイルス検査	対象者	14,374	2,466	11,517	391
	受診者	3,113	463	2,588	62
	受診率(%)	21.7	18.8	22.5	15.9

(注1) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

(注2) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(単位 回, 人)

(平成25年度)

区 分			総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
健康 教育	個 別	参加人員	33	0	0	33
	集 団	実施回数	141	20	86	35
		参加人員	2,530	714	631	1,185
健康 相 談	重 点	実施回数	104	20	60	24
		参加人員	1,526	306	806	414
	総 合	実施回数	187	33	101	53
		参加人員	1,025	339	196	490
訪問 指導	対 象 者 数		1,857	7	1,650	200
	被 指 導 実 人 員		645	7	438	200
機能 訓練	実 施 回 数		53	47	0	6
	実 施 人 員	実 人 員	10	4	0	6
		延 人 員	148	122	0	26

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成25年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱		五 類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1
	痘そう			急性脳炎※4	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	1
	小 計 A			ジアルジア症	
二 類	急性灰白髄炎			侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	結核	37		侵襲性髄膜炎菌感染症	
	ジフテリア			侵襲性肺炎球菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			先天性風しん症候群	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			梅毒	
	小 計 B	37		破傷風	
三 類	コレラ			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	細菌性赤痢			バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	腸管出血性大腸菌感染症	1		風しん	23
	腸チフス			麻しん	
	パラチフス			小 計 E	25
	小 計 C	1	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	396
四 類	E型肝炎			咽頭結膜熱	872
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)			A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	456
	A型肝炎			感染性胃腸炎	4,563
	エキノコックス症			水痘	319
	黄熱			手足口病	1,104
	オウム病			伝染性紅斑	13
	オムスク出血熱			突発性発しん	329
	回帰熱			百日咳	11
	キャサナル森林病			ヘルパンギーナ	86
	Q熱			流行性耳下腺炎	35
	狂犬病			インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	4,546
	コクシジオイデス症			急性出血性結膜炎	3
	サル痘			流行性角結膜炎	159
	重症熱性血小板減少症候群※2			性器クラミジア感染症	74
	腎症候性出血熱			性器ヘルペスウイルス感染症	41
	西部ウマ脳炎			尖圭コンジローマ	22
	ダニ媒介脳炎			淋菌感染症	7
	炭疽			感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限り)	
	チクングニア熱			クラミジア肺炎(オウム病を除く)	
	つつが虫病			細菌性髄膜炎	
	デング熱			マイコプラズマ肺炎	1
	東部ウマ脳炎			無菌性髄膜炎	2
	鳥インフルエンザ※3			ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	6
	ニパウイルス感染症			メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	47
	日本紅斑熱			薬剤耐性アシネトバクター感染症	1
	日本脳炎			薬剤耐性緑膿菌感染症	
	ハンタウイルス肺症候群			小 計 F	13,093
	Bウイルス病			新型インフルエンザ等感染症	G
	鼻疽			指定 鳥インフルエンザ(H7N9)※5	H
	ブルセラ症			新	I
	ベネズエラウマ脳炎			総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	13,157
	ヘンドラウイルス感染症				
	発しんチフス				
	ボツリヌス症				
	マラリア	1			
	野兔病				
	ライム病				
	リッサウイルス感染症				
	リフトバレー熱				
	類鼻疽				
	レジオネラ症				
	レプトスピラ症				
	ロッキー山紅斑熱				
	小 計 D	1			

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る。

※2 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。平成25年3月4日～

※3 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。

※4 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※5 平成25年5月6日政令指定

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(単位 人)

(平成25年12月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
管 内 人 口		215,536	28,070	179,359	8,107
計		99	12	82	5
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	5	1	4	0
	その他の結核菌陽性者	10	2	6	2
	菌陰性・その他の者	27	2	24	1
活動性肺外結核患者数(B)		2	0	2	0
不活動性結核・その他の者		55	7	46	2
有病率(人口10万対)		20.4	17.8	20.1	37.0

(注1) 結核菌検査結果については、登録時の結果を示す。

(注2) 人口には、外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(単位 人)

(平成25年)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
管 内 人 口		215,536	28,070	179,359	8,107
計 (A + B)		31	5	23	3
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	9	2	7	0
	その他の結核菌陽性者	13	3	7	3
	菌陰性・その他の者	3	0	3	0
活動性肺外結核患者数(B)		6	0	6	0
り患率(人口10万対)		14.4	17.8	12.8	37.0
潜在性結核感染症		6	5	0	1

(注1) 潜在性結核感染症は、総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(単位 人)

(平成25年12月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	31 (9)	4 (2)	24 (7)	3 (-)
0 歳 ～ 4 歳	- (-)	0	0	0
5 歳 ～ 9 歳	- (-)	0	0	0
10 歳 ～ 14 歳	- (-)	0	0	0
15 歳 ～ 19 歳	2 (-)	0	2	0
20 歳 ～ 29 歳	3 (1)	0	3 (1)	0
30 歳 ～ 39 歳	- (-)	0	0	0
40 歳 ～ 49 歳	1 (-)	0	1	0
50 歳 ～ 59 歳	3 (-)	1	2	0
60 歳 ～ 69 歳	3 (1)	1	2 (1)	0
70 歳 ～	19 (7)	2 (2)	14 (5)	3

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(単位 人 %)

(平成25年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
一般住民	対象者数	38,751	9,701	25,313	3,737
	受診者数	6,853	493	5,724	636
	受診率(%)	17.7	5.1	22.6	17.0



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山三丁目1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(単位 人, %)

(平成25年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	59,443	26,625	44.8	3,456	22,848	-	-	-
	事業者	従業者	12,187	11,498	94.3	2,279	9,028		
	学校長	生徒	1,989	1,973	99.2	427	1,546		
		学生	5,215	5,087	97.5	657	4,430		
	施設長	入所者	1,301	1,214	93.3	93	991		
	市町長	一般住民	38,751	6,853	17.7		6,853		
知事 (保健所長)	計	320	283	88.4	-	160	(-)	(-)	124
	接触者健診	213	199	93.4		76			124
	集団健診								
	管理検診	107	84	78.5		84			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲を示す。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を示す。

(注3) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(単位 人)

(平成25年度)

区分	総数	竹原市	東広島市	大崎上島町
実人員	42	4	34	4
〈再掲〉新規登録患者	31	4	23	4
構成比	73.8	100.0	67.6	100.0
延人員	126	5	105	16
〈再掲〉新規登録患者	85	5	64	16
構成比	67.5	100.0	61.0	100.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成25年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導したものです。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(単位 件)

(平成25年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	54		31	1	1	21			
うち施設指導分	11					11			

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況
(平成25年度)

日時	平成25年5月23日	平成26年1月16日
場所	広島県東広島庁舎	広島県東広島庁舎
参加人数	27人(委員17人)	23人(委員17人)
主な議題	1 鳥インフルエンザ(H7N9)に係る体制について 2 風しんについて 3 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の感染予防について	1 広島県感染症発生動向について 2 平成25年度新型インフルエンザ等実地研修事業報告 3 平成26年度事業方針(案)について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
竹原地区医師会	会 長	
東広島地区医師会	会 長	
賀茂東部医師会	会 長	
豊田郡医師会	会 長	
広島県薬剤師会竹原支部	支部長	
東広島薬剤師会	会 長	
東広島歯科医師会	会 長	
竹原・豊田歯科医師会	会 長	
東広島医療センター	院 長	
県立安芸津病院	院 長	
広島大学保健管理センター	センター長	
東広島市消防局	局 長	
竹原警察署	署 長	
東広島警察署	署 長	
竹原市	市 長	
東広島市	市 長	
大崎上島町	町 長	
竹原市教育委員会	教育長	
東広島市教育委員会	教育長	
大崎上島町教育委員会	教育長	
広島県西部東保健所	所 長	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査		
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計 D+E	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確 認 検 査E
計	181	100	81	-	143 (141)	141 (141)	2
男 性	124	68	56	0	92 (91)	91 (91)	1
女 性	57	32	25	0	51 (50)	50 (50)	1

(6) 健康教育の実施状況

(単位 回, 人)

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	エイズ	結核	感染症全般
実 施 回 数	47	36	1	10
参加延人員	1,796	1,550	8	238
(対象内訳)		中高大学生・一般	東広島市	一般(外国人含む)

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(平成25年度)

計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
96	38	58

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(平成25年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
2	2	0	2

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(平成25年度)

区 分	計	竹原市	東広島市	大崎上島町					管外
申 請 数	55	5	47	2					1
交 付 数	54	5	46	2					1

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(平成25年度)

区 分	計	竹原市	東広島市	大崎上島町					管外
申 請 数	109	19	83	4					3
交 付 数	108	19	82	4					3

* 当所受付分のみ計上している。

歯科保健対策

(1)訪問指導等の状況

(平成25年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他
実 施 数	0					0				

(2)相談事業の状況

(平成25年度)									
区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	2	40	20	20		40	20	20	

(3)市町指導・支援の状況

(平成25年度)								
区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名					
			竹原市	東広島市	大崎上島町			
実 施 数	企画・連携・調整	3	1	1	1			
	調査・研究	0						
	情報の収集・提供	3	1	1	1			

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(単位 人)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	1	1	0	0	1	0
医療保護入院患者数	157	48	95	7	150	7
自立支援医療受給者数(精神通院)	2,573	364	2,124	85	2,573	-

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(単位 人)

(平成26年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	1,682	254	1,368	60
1 級	176	22	151	3
2 級	1,185	182	957	46
3 級	321	50	260	11

(3) 組織育成支援状況

(単位 回)

(平成25年度)

区 分	総 数	族ひ 内のき のつこ ども いりの (管家	管 内 市 町 計	管 外
計	6	6	6	-
患者会	-	-	-	-
家族会	6	6	6	-
断酒会	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	管 内 市 町 計	管 外
面 接	実 人 員	91	9	77	3	89	2
	延 人 員	188	23	160	3	186	2
	内						
	老人精神	1	0	1	0	1	0
	社会復帰	4	2	2	0	4	0
	アルコール	7	0	7	0	7	0
	薬 物	2	0	2	0	2	0
	思 害 期	1	0	1	0	1	0
	心の健康づくり	1	0	1	0	1	0
	そ の 他	172	21	146	3	170	2
	(再 掲) ひ き こ も り	(56)	(0)	(52)	(2)	(54)	(2)
	(再 掲) 自 殺 関 連	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
電 話 相 談 延 人 員		1,236					
(再 掲) 自 殺 関 連		76					

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		41	7	32	2	41	
延 人 員		91	10	78	3	91	0
内 訳	老人精神	0	0	0	0	0	0
	社会復帰	1	0	1	0	1	0
	アルコール	14	1	13	0	14	0
	薬 物	0	0	0	0	0	0
	思 害 期	0	0	0	0	0	0
	心の健康づくり	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	76	9	64	3	76	0
	(再 掲) ひ き こ も り	(13)	(1)	(11)	(1)	(13)	(0)
	(再 掲) 自 殺 関 連	(5)	(1)	(3)	(1)	(5)	(0)
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成25年度)

区 分							
	計	ゲートキーパー研修	医療連携研修	関係機関連絡会議	啓発活動	医療連携検討会	
実施回数	17	3	5	2	4	3	
対 象 者	-	関係者	関係者	関係者	一般住民	関係者	
参加延人数 (配布部数)	528	208	232	48	-	40	

(注)種別内訳欄は、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を示す。

イ その他の精神保健福祉対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳						
	計	精神保健福祉相談技術		思 春 期		地域移行・定着支援	
		初任者研修会	担当者研修会	思春期研修会	ひきこもり研修会	研修会	検討会
実施回数	11	1	再(1)	1	1	3	5
対 象 者	-	関係者	関係者	関係者	家族	関係者	関係者
参加延人数 (配布部数)	203	28	再(40)	40	11	46	78

(注)種別内訳欄は、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を示す。

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(単位 人)

(平成26年3月31日現在)

疾患番号	区 分		総 数		竹原市		東広島市		大崎上島町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	1,564	(87)	275	(14)	1,137	(69)	152	(4)
①	パーチエット病		119	(-)	6		36		77	
2	多発性硬化症		34		4		28		2	
③	重症筋無力症		18	(4)	4	(2)	13	(2)	1	
④	全身性エリテマトーデス		113	(7)	16		95	(7)	2	
5	スモン		6		3		3		0	
⑥	再生不良性貧血		19	(4)	4	(1)	12	(2)	3	(1)
⑦	サルコイドーシス		18	(14)	2		16	(13)	0	(1)
8	筋萎縮性側索硬化症		21		3		18		0	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		98	(2)	17	(1)	78	(1)	3	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		54	(22)	12	(4)	37	(16)	5	(2)
⑪	結節性動脈周囲炎		19	(-)	2		16		1	
⑫	潰瘍性大腸炎		264	(8)	37	(1)	215	(7)	12	
⑬	大動脈炎症候群		3	(-)	1		2		0	
⑭	ピュルガー病		12	(-)	2		9		1	
⑮	天疱瘡		13	(-)	2		11		0	
16	脊髄小脳変性症		52		14		38		2	
⑰	クローン病		61	(2)	10		51	(2)	0	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		-		0		0		0	
⑱	悪性関節リウマチ		8	(-)	0		7		1	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		239		61		160		18	
21	アミロイドーシス		3		0		3		0	
⑳	後縦靭帯骨化症		52	(6)	12	(3)	38	(3)	2	
23	ハンテントン病		2		0		2		0	
㉒	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)		25	(5)	3		22	(5)	0	
㉓	ウェゲナー肉芽腫症		2	(-)	0		2		0	
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		36		2		28		6	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)		14		5		8		1	
㉘	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		-	(-)	0		0		0	
㉙	膿疱性乾癬		5	(-)	0		5		0	
㉚	広範脊柱管狭窄症		7	(2)	1	(1)	6	(1)	0	
31	原発性胆汁性肝硬変		40		6		31		3	
32	重症急性膵炎		3		2		0		1	
㉛	特発性大腿骨頭壊死症		39	(10)	2	(1)	36	(9)	1	
㉜	混合性結合組織病		21	(-)	4		16		1	
35	原発性免疫不全症候群		3		0		3		0	
㉞	特発性間質性肺炎		11	(1)	2		9	(1)	0	
37	網膜色素変性症		50		23		20		7	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)		-		0		0		0	
39	肺動脈性肺高血圧症		6		1		5		0	
40	神経線維腫症		4		0		4		0	

疾患 番号	区 分		総 数		竹原市		東広島市		大崎上島町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	1,564	(87)	275	(14)	1,137	(69)	152	(4)
41	亜急性硬化性全脳炎		-		0		0		0	
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		-	(-)	0		0		0	
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		2		1		1		0	
44	ライゾーム病(ファブリー病、ライソゾーム病)		1		0		1		0	
45	副腎白質ジストロフィー		5		2		3		0	
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-		0		0		0	
47	脊髄性筋萎縮症		3		1		2		0	
48	球脊髄性筋萎縮症		2		0		2		0	
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		6	(-)	0		6		0	
50	肥大型心筋症		3	(-)	2		1		0	
51	拘束型心筋症		-	(-)	0		0		0	
52	ミトコンドリア病		2	(-)	1		1		0	
53	リンパ管筋腫症(LAM)		3		0		2		1	
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-		0		0		0	
55	黄色素蓄積症		5	(-)	1		3		1	
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)		38	(-)	4		34		0	

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2) ()内は、特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(単位 人)

(平成26年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
	承認総件数	238 (-)	25 (-)	209 (-)	4 (-)
71	悪性新生物	31 (-)	2	28	1
72	慢性腎疾患	18 (-)	2	16	
73	慢性呼吸器疾患	5 (-)		5	
74	慢性心疾患	62 (-)	6	55	1
75	内分泌疾患	74 (-)	4	69	1
76	膠原病	6 (-)		6	
77	糖尿病	14 (-)	4	9	1
78	先天性代謝異常	15 (-)	1	14	
79	血友病等血液疾患	3 (-)	2	1	
80	神経・筋疾患	6 (-)	4	2	
81	慢性消化器疾患	4 (-)		4	

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲を示す。

(3) 相談事業の実施状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分		管 内	管 外
特定疾患	実 人 員	29	
	延 人 員	29	-
	申 請 等	15	
	医 療	病 気・病 状	3
		治 療・服 薬	
	看 護・日 常 生 活	3	
	福 祉 制 度	5	
	歯 科		
	食 事・栄 養	1	
	就 労	2	
	就 学		
	そ の 他		
小児慢性特定疾患	実 人 員	9	
	延 人 員	15	-
	申 請 等	5	
	医 療	病 気・病 状	4
		治 療・服 薬	
	看 護・日 常 生 活	4	
	福 祉 制 度		
	歯 科		
	食 事・栄 養		
	就 労		
	就 学	2	
	そ の 他		

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成25年度)

区 分	電話相談	面接相談	総 数
延 人 員	55	36	91

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患

(単位 人)

(平成25年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 人 員	1		1	
延 人 員	1		1	

イ 小児慢性特定疾患

(単位 人)

(平成25年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 人 員	-	0	0	0
延 人 員	-	0	0	0

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(単位 回, 人)

(平成25年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	所 内	管 外
開 催 回 数	1	0	1	0		
実 人 員	9	0	9	0		
延 人 員	9	0	9	0		

(注)開催場所別に計上している。

(7)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(単位 回, 人) (平成25年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
4	5	5

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(単位 人) (平成25年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	1	1
1～3歳未満	1	1
3～6歳未満	1	1
6 歳 以 上	2	2
合 計	5	5

(イ)疾患別内訳

(単位 人) (平成25年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児	1					1
1～3歳未満	1					1
3～6歳未満	1					1
6 歳 以 上	1				1(金属アレルギー)	2
合 計	4	0	0	0	1	5

ウ 連絡協議会等開催状況

(単位 回, 人) (平成25年度)

開催回数	1
参加人数	36

(8)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(平成25年度)

5 件

イ 相談内容

(単位 件)

(平成25年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	2
計	2
石綿健康被害救済給付に関するもの	3

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	0					0				

イ 相談事業の状況

(単位 回、人)

(平成25年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 介 護 者	そ の 他		本 人	保 介 護 者	そ の 他
実 施 数	0	0				0			

(2) 不妊治療費助成の申請状況

(単位 件、人)

(平成25年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計 (延件数)	217	17	198	2
実人員	116	8	107	1

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(単位 施設)

(平成26年3月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		3,767	584	2,974	209
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,013	160	815	38
	仕出し・弁当	299	53	224	22
	旅館	55	15	29	11
	その他	349	56	285	8
菓子(パンを含む)製造業		175	27	137	11
乳処 理 業		2		2	
特別牛乳搾取処理業		-			
乳製品製造業		5		5	
集 乳 業		-			
魚介類販売業		294	53	212	29
魚介類競り売り営業		3	3		
魚肉練り製品製造業		4	2		2
食品の冷凍または冷蔵業		12	4	7	1
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		7	3	4	
喫茶店営業		575	53	515	7
あん類製造業		1		1	
アイスクリーム類製造業		5		5	
乳類販売業		513	75	402	36
食肉処 理 業		13	3	8	2
食肉販売業		274	43	205	26
食肉製品製造業		1		1	
乳酸菌飲料製造業		1		1	
食用油脂製造業		2		2	
マーガリン又はショートニング製造業		1	1		
みそ製造業		13	2	10	1
しょう油製造業		12	6	5	1
ソース類製造業		2	1	1	
酒類製造業		22	3	19	
豆腐製造業		13	4	8	1
納豆製造業		-			
めん類製造業		8		8	
総菜製造業		73	15	47	11
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		1		1	
食品の放射線照射業		-			
清涼飲料水製造業		12	1	10	1
氷雪製造業		1		1	
氷雪販売業		6	1	4	1

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（単位 施設）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		2,021	449	1,347	225
給食施設	学 校	11	2	6	3
	病 院 ・ 診 療 所	17	4	13	
	事 業 所	7	2	5	
	そ の 他	66	9	52	5
乳 搾 取 業		16		16	
食 品 製 造 業		303	51	229	23
野 菜 果 物 販 売 業		290	57	198	35
総 菜 販 売 業		275	103	119	53
菓 子（パンを含む）販 売 業		313	81	214	18
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		558	108	382	68
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-			
添 加 物 の 販 売 業		105	20	72	13
氷 雪 採 取 業		-			
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		60	12	41	7

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（単位 施設）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		626	92	482	52
加 工 水 産 物 販 売 業		544	79	422	43
加 工 水 産 物 製 造 業		19	3	13	3
魚 介 類 等 行 商 業		26	7	13	6
かき作業場	一 類	27	3	24	
	二 類	10		10	

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(単位 施設, 回)

(平成25年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	12	48	
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	3	12	
	集 団 給 食	大量調理施設	18	72	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき処理施設)	34	102	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	27	81	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	34	68	
	食 品 製 造 業	食肉, 魚介類	591	1182	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館	389	778	
1回	飲 食 店 営 業	一般食堂	1023	1023	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設	117	117	
	食 品 製 造 業	上記以外	255	255	
1回/2年	上 記 以 外		362	181	
1回/3年	上 記 以 外		24	7	
1回/4年	上 記 以 外				
1回/5年	上 記 以 外		3502	700	
合 計			6391	4626	-

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(単位 施設)

(平成25年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		3,810	2,564	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,025	427	
	仕出し・弁当	292	417	
	旅館	55	35	
	その他	355	219	
菓子(パンを含む)製造業		177	215	
乳処理業		2	4	
特別牛乳搾取処理業				
乳製品製造業		5	10	
集乳業				
魚介類販売業		303	288	
魚介類競り売り営業		3	6	
魚肉練り製品製造業		4	11	
食品の冷凍または冷蔵業		14	18	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		7	18	
喫茶店営業		572	81	
あん類製造業		1		
アイスクリーム類製造業		5	8	
乳類販売業		533	308	
食肉処理業		13	20	
食肉販売業		281	275	
食肉製品製造業		1		
乳酸菌飲料製造業		1	2	
食用油脂製造業		2	5	
マーガリン又はショートニング製造業		1	1	
みそ製造業		12	11	
しょう油製造業		12	12	
ソース類製造業		2	4	
酒類製造業		22	42	
豆腐製造業		13	15	
納豆製造業				
めん類製造業		9	10	
総菜製造業		67	74	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		1	1	
食品の放射線照射業				
清涼飲料水製造業		11	27	
氷雪製造業		2		
氷雪販売業		7		

(注)施設数は、平成25年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（単位 施設）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,040	1,697	-
給食施設	学 校	11	43	
	病 院 ・ 診 療 所	17	48	
	事 業 所	7	6	
	そ の 他	66	93	
乳 搾 取 業		16	2	
食 品 製 造 業		303	119	
野 菜 果 物 販 売 業		290	292	
総 菜 販 売 業		275	290	
菓 子（パンを含む）販 売 業		313	300	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		577	403	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		105	57	
氷 雪 採 取 業				
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		60	44	

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（単位 施設）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		482	557	-
加 工 水 産 物 販 売 業		422	303	
加 工 水 産 物 製 造 業		13	10	
魚 介 類 等 行 商 業		13	10	
かき作業場	一類	24	154	
	二類	10	80	

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(単位 件)

(平成25年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		511	-	
食 品	小 計	508	-	
	魚 介 類	80		
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類			
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	60		
	肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	20		
	乳 製 品			
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)			
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓			
	穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	76		
	野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	177		
	菓 子 類	27		
	清 涼 飲 料 水	42		
	酒 精 飲 料			
	氷 雪			
	水	5		
	か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品	10		
	そ の 他 の 食 品	11		
	添 加 物 及 び そ の 製 剤			
	器 具 及 び 容 器 包 装			
	お も ち や			
乳	小 計	3	-	
	生 乳			
	牛 乳	2		
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
	そ の 他 の 乳	1		

(5) 集団食中毒発生状況

(平成25年)

N○	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫食者数	有症者数	死者数	原 因 食 品	病 因 物 質	原因施設	喫食場所	事 件 の 概 要	発 生 要 因
1	該当なし										
2											
3											
4											
5											

(注)集団食中毒とは、有症者数が6名以上の食中毒を示す。

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島
行政区域内人口		219,609	28,525	182,853	8,231
計	施設数	8	1	3	4
	立入検査件数	8	1	3	4
	計画給水人口	213,592	38,000	164,452	11,140
	現在給水人口	191,022	28,218	154,614	8,190
上水道	施設数	1	1		
	立入検査件数	1	1		
	計画給水人口	38,000	38,000		
	現在給水人口	28,218	28,218		
簡易水道	施設数	7	0	3	4
	立入検査件数	7		3	4
	計画給水人口	20,750		9,610	11,140
	現在給水人口	11,297		3,107	8,190
専用水道	施設数	0			
	立入検査件数	0			
	現在給水人口	0			
簡易専用水道	施設数	0			
	立入検査件数	0			
小規模水道	施設数	0			
	立入検査件数	0			

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成25年3月31日現在である。

(注2)施設数は、平成25年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は平成25年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(単位 頭)

(平成25年度)

区分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
登録頭数	11,947	1,818	9,648	481
	(808)	(98)	(681)	(29)
予防注射頭数	8,439	1,149	6,968	322

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数を示す。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(単位 施設, 件, %)

(平成25年度)

区 分		施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)	
		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 町 上 島			
計		1,164	226	878	60	276	23.7	
薬 局		116	22	91	3	52	44.8	
薬 局 製 造 販 売 業 (薬 局 製 造 業)		7	1	6		11	157.1	
医 薬 品 販 売 業	小 計		57	5	50	2	58	101.8
	店 舗 販 売 業		36	5	29	2	50	138.9
	卸 売 販 売 業		21		21		8	38.1
	薬 種 商 販 売 業		-					-
	特 例 販 売 業	小 計	1	-	-	1	-	-
		一 般	1			1	0	0.0
		駅 構 内 売 店	-					-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 賃 貸 業		89	12	76	1	45	50.6	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 賃 貸 業		894	186	655	53	110	12.3	

(注) 施設数は, 平成26年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(単位 施設, 件, %)

(平成25年度)

区 分		施 設 数				立入検査件数	監視指導率(%)
		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町		
計		162	23	121	18	76	46.9
製 造 業		9	2	5	2	2	22.2
輸 入 業		-					-
販 売 業	小 計	148	21	111	16	72	48.6
	一 般	112	16	89	7	48	42.9
	農 業 用 品 目	36	5	22	9	24	66.7
	特 定 品 目	-					-
業 務 上 取 扱 者	小 計	5	-	5	-	2	40.0
	電 気 め っ き 事 業	-					-
	金 属 熱 処 理 事 業	-					-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	5		5		2	40.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	-					-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(3)麻薬・覚せい剤立入検査状況

(単位 施設、件、%)

(平成25年)

平成25年

区 分		施 設 数 等				立入検査件数	監視指導率（％）
		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町		
計		1,126	171	916	39	152	13.5
麻 薬	小 計	200	33	160	7	49	24.9
	家庭麻薬製造業者	-					
	卸 売 業 者	2		2		3	150.0
	小 売 業 者	94	16	75	3	19	20.2
	病 院	19	4	15		24	126.3
	一 般 診 療 所	69	12	53	4	1	1.4
	歯 科 診 療 所	-					
	飼育動物診療施設	12	1	11			
	研 究 者	4		4		2	50.0
大麻	研 究 者	-					
向 精 神 薬	小 計	474	69	389	16	53	11.2
	卸 売 業 者	-					
	免許みなし卸売販売業者	21		21		5	23.8
	免許みなし薬局	118	23	92	3	21	17.8
	小 売 業 者	-					
	病 院	20	4	16		25	125.0
	一 般 診 療 所	178	25	144	9	1	0.6
	歯 科 診 療 所	103	15	84	4		0.0
	飼育動物診療施設	29	2	27			0.0
	試験研究施設	5		5		1	20.0
	覚 せ い 剤	小 計	-	-	-	-	-
施 用 機 関		-					
研 究 者		-					
覚 せ い 剤 原 料	小 計	452	69	367	16	50	11.1
	取 扱 者	4		4		3	75.0
	薬 局	118	23	92	3	21	17.8
	病 院・診 療 所	301	44	244	13	26	8.6
	飼育動物診療施設	29	2	27			0.0
	研 究 者	-					

(注1) 施設数は、平成25年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成25年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験		6	0	
定量試験	クロルフェニラミンマレイン酸塩・無水カフェイン	2	0	
	ネオスチグミンメチル硫酸塩	2	0	
	ニコチン酸アミド	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(単位 件)

(平成25年度)

検査項目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド	6	0
メタノール	3	0
トリブチル錫化合物	3	0

(6) 献血状況

(単位 人)

(平成25年度)

区 分		総数	竹原市	東広島市	大崎上島町
受付者数		7,131	845	6,072	214
献 血 者	計	5,646	659	4,828	159
	200mL	57	21	33	3
	400mL	5,589	638	4,795	156



献血キャラクター

けんけつちゃん

(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(7) 温泉監視指導状況

(単位 件, %)

(平成25年度)

区 分		施 設 数				立入検査件数	監視指導率(%)
		総数	竹原市	東広島市	大崎上島町		
計		40	11	26	3	-	-
温 泉	源 泉	40	11	26	3	0	0.0
	利 用 施 設	-					-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(単位 施設、件)

(平成26年3月31日現在)

区 分	工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
					行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	33	104	5	(245) 24	-	-
	法による届出	32	99	5	(234) 22		
	条例による届出	1	5		(11) 2		
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-
	法による届出						
一般粉じん	計	17	130	1	(545) 18	1	-
	法による届出	8	101		(545) 18	1	
	条例による届出	9	29	1			
特定粉じん	計	7	-	3	(3) 3	-	-
	発生施設届出						
	排出等作業届出	7		3	(3) 3		
ダイオキシン類	法による届出	2	3				
水質汚濁	計	166		5	22	3	-
	法による届出	142		5	22	3	
	条例による届出	24					
	法による許可	79		18	32	8	

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(単位 件)

(平成26年3月31日現在)

区 分	許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
土壌汚染対策	計	-	-	74	1	2
	汚染土壌処理業					
	法による届出			30	1	2
	法による申請			10		
化学物質対策	条例に基づく指導			34		

(注)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類回収業事業者数	26	5			

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成25年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	12	-	12	-	1	1	-	10	-	-
	(調査指導延件数)		(27)		(4)	(1)		(22)		
処理済	11		11			1		10		
翌年度へ繰越	1		1		1					

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	22	9	13

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(平成26年3月31日現在)

市 町 区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島
硫 黄 酸 化 物	溶 液 導 電 率 法 又 は 紫 外 線 蛍 光 法	5 (3)	3 (1)	1 (1)	1 (1)
	簡 易 測 定 法	21 (-)	8	13	
窒 素 酸 化 物	吸 光 光 度 法 又 は 化 学 発 光 法	6 (4)	3 (1)	2 (2)	1 (1)
	簡 易 測 定 法	18 (-)	5	13	
一 酸 化 炭 素		- (-)			
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		4 (4)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		17 (4)	1 (1)	15 (2)	1 (1)
微 小 粒 子 状 物 質		1 (1)	1 (1)		
炭 化 水 素		1 (1)	1 (1)		
降 下 バ イ ジ ン		7 (-)	6	1	
浮 遊 粉 じ ん		- (-)			
風 向 速		4 (4)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
温 度 湿 度		1 (1)	1 (1)		
日 射 量		1 (1)	1 (1)		

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(単位 件)

(平成25年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	東広島	1		1					
	本郷・河内	1		1					
	竹原	2		1	1				
	大崎	1		1					
注 意 報	東広島	-							
	本郷・河内	-							
	竹原	-							
	大崎	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以 上	排出量(排出ガス量、窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以 上	20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(単位 回)

(平成25年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む 。)	6河川, 21地点	12
		沼田川:入野川, 入野川下流, 棕梨川, 棕梨貯水池	
		黒瀬川:三永貯水池入口, 高尾, 温井川, 古河川2, 松坂川	
		樋の詰橋, イラスケ川, 三永貯水池, 貯水池下流	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口, 朝日橋	
	海 域	安芸津・安浦地先3地点, 燧灘北西部8地点	12
	海 水 浴 場	大串海水浴場	2
	地 下 水	東広島市2地点	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川水系2地点	1
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 竹原高校	12
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 広島県東広島庁舎	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校, 竹原高校	2
	水 質	安芸津・安浦地先	1
	底 質	安芸津・安浦地先	1
	土 壌	東広島市立高屋西小学校, 東広島市立乃美尾小学校	1

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(単位 施設, 件)

(平成26年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数
し尿処理施設	施設数	4	
	立入検査件数	-	
ごみ処理施設	施設数	8	
	立入検査件数	-	
一般廃棄物 最終処分場	施設数	2	
	立入検査件数	-	
公共下水道 終末処理場	施設数	7	
	立入検査件数	2	
浄化槽保守点検業者	施設数	12	8
	立入検査件数	2	

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(単位 件)

(平成26年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	369	11	24	78	5	138	8	9	45	3	1
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	316	7	24	64	4	114	7	8	28	3	1
うち積替え保管を含むもの('a)	20	3		4		14	1		3		
B 処分業(b ; b = c + d + e)	53	4		14	1	24	1	1	17		
中間処理業(c)	49	4		14	1	21	1	1	14		
中間処理・最終処分業(d)	3					3			3		
最終処分業(e)	1										
小計 (a + b)	319	7	22	61	3	117	6	9	43	2	1
産業廃棄物 A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	273	4	22	52	3	96	5	8	26	2	1
うち積替え保管を含むもの('a)	17	2		3		12	1		3		
処分業(b ; b = c + d + e)	46	3		9		21	1	1	17		
中間処理業(c)	42	3		9		18	1	1	14		
中間処理・最終処分業(d)	3					3			3		
最終処分業(e)	1										
特別管理産業廃棄物 B 小計(a + b)	50	4	2	17	2	21	2		2	1	
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	43	3	2	12	1	18	2		2	1	
うち積替え保管を含むもの('a)	3	1		1		2					
処分業(b ; b = c + d + e)	7	1		5	1	3					
中間処理業(c)	7	1		5	1	3					
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)											

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上している。
- 2 平成25年度末時点の所管業者の許可件数及び平成25年度に許可した各種許可件数等を記入している。
- 3 平成25年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上している。
- 4 平成25年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上している。
- 5 平成25年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上している。
- 6 平成25年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上している。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(単位 事業者、件)

(平成26年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・許 可件数	更新許可件 数	変更許可件 数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	81	7	5	-	1	8
フロン類回収業	48	4	4	-	1	6
解 体 業	16			-		1
破 碎 業	8					2
合 計	153	11	9	-	2	17

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(単位 施設、件)

(平成26年3月31日現在)

区 分		施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許 可		届 出 等 受 理 件 数				定期検査	
		事業者	処分業者	3%削減収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施 設 数 合 計		48	1	47	-	-	-	-	-	-	-	2	2	23	-	2
中 間 施 設	小 計	36	1	35	-	-	-	-	-	-	-	1	2	19	-	-
	汚泥	脱 水	2	2	-							1		1	-	
		乾 燥	-		-										-	
		天日乾燥	-		-										-	
		焼 却	2	2										2		
	廃油	油水分離	-		-										-	
		焼 却	1	1									2			
	廃酸・ 廃アルカリ	中 和	-		-										-	
		破 碎	5	5	-									3	-	
	廃プラス チック類	焼 却	-													
		破 碎	25	25	-									13	-	
	木くず・が れき類	破 碎	25	25	-									13	-	
		焼 却	1	1												
	そ の 他	-														
最 終 処 分 場	小 計	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	2
	安 定 型	8		8	-							1		3		1
	管 理 型	4		4	-									1		1
P C B 廃棄物保管事業所		162	162		-								150		-	-
産業廃棄物事業場外保管場		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成25年度)

事業番号		実施事業所数	調査件数等				指導件数					指導内容		
			調査等延べうち中間処理施設	件数うち埋立処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導された件数中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査	7	10			4								
2	公害防止協定事業所立入検査	1	4											
3	産業廃棄物処理業立入検査	32	93	21	8	2	1				2	5	5	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-											
		処理業者	10	19	19	26		1			1	2	2	
5	建設業立入検査	4	4								1	2	2	
6	県外産業事前協議確認立入検査	1	1											
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	26	26						1		1	5	5	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	7											
9	焼却施設立入検査	4	9	9										
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	1	8											
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	12	12											
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1	1											
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-												
14	スリッパ・トロのフロッグ調査	-												
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	12	16							3	5	5	
		処理業者	5	7	3						2	2	2	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	2	2		2									
17	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-												
18	その他事業所立入検査	-												
19	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	7	18										
		許可業者	5	10										
合 計			137	247	33	29	32	1		1	1	10	21	21

(記入要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するものに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業廃棄物協同確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上している。
- 産業廃棄物埋立処分立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものに基づき、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上している。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入している。
- 許可(営業許可)申請指導件数には、未所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含む。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(単位:件)

(平成25年度)

	種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産業	233	233	26	沖縄県、宮崎県、大分県、福岡県、愛媛県、高知県、香川県、徳島県、山口県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、兵庫県、大阪府、和歌山県、三重県、愛知県、静岡県、滋賀県、岐阜県、神奈川県、東京都、埼玉県、栃木県、福島県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、鋳さい、ばいじん、廃電池類、建設混合廃棄物	(有)丸津商店、(株)ヒロエー、三井金属鉱業、(株)ファイブグッドコーポレーション、(株)南州科学、東広商事、(株)プレハブ工業、(有)トラスト、東邦重船、光陽建設、双葉三共、竹原工業、(株)アンドー	—	
	特管	81	81	14	愛媛県、香川県、徳島県、山口県、島根県、鳥取県、岡山県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、岐阜県、静岡県、福島県	廃油、汚泥、鋳さい、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、廃蓄電池類	(有)丸津商店、(株)ヒロエー、三井金属鉱業、(株)南州科学、東邦重船	—	
	計	314	314	40	計 23 種類			—	
最終処分	産業	24	24	6	鳥取県、島根県、愛知県、兵庫県、大阪府、京都府	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、ゴムくず	光陽建設	—	
	特管								
	計	24	24	6	計 5 種類			—	

- (記入要領) 1 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に処理した件数について記入している。
2 県外産業の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入している。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成25年6月24日	西部東厚生環境事務所	広島県東広島庁舎	海上保安部、警察署、市町、県機関(農林、建設)	17	平成24年度不法投棄対策事業の実績、平成25年度不法投棄等防止対策事業の検討

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成26年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連 携 の た め の 団 体	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市歯科衛生士連絡協議会	739-0003	東広島市西条土与丸1113	082-423-0160	歯科衛生士連絡協議会
	竹原・豊田地区歯科衛生士連絡協議会	725-0013	竹原市吉名町4913-33シオ歯科医院内	0846-28-0100	
	東広島市保健対策推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0936	健康づくり推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-0026	竹原市中央四丁目7-1	0846-22-7742	
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0932	民生委員児童委員協議会
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0302	
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条土与丸1108 総合福祉センター内	082-423-2800	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1232-4	082-420-7011	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	
職 能 団 体	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9木江保健福祉センター内	0846-62-1718	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7大崎老人福祉センター内	0846-64-4178	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1東野保健福祉センター内	0846-65-2210	
	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条土与丸1113	082-422-3810	医師会
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2313	東広島市豊栄町清武10 長谷川医院内	082-432-2222	
	一般社団法人豊田部医師会	725-0402	豊田郡大崎上島町沖浦1001 医療法人妙好会ときや内科	0846-63-0001	歯科医師会
	一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条土与丸1113		歯科医師会
	竹原・豊田歯科医師会	725-0013	竹原市吉名町4913-33シオ歯科医院内	0846-28-0100	
	東広島薬剤師会	739-0043	東広島市西条西本町2-60 東広島薬局内	082-423-5185	薬剤師会
	公益社団法人広島県薬剤師会竹原支部	725-0004	竹原市東野町498		
	一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会広島支部	735-0014	安芸郡府中町柳ヶ丘76-18 (支部長宅)	082-282-3207	医薬品登録販売者協会
	東広島地域在宅看護職の会	739-2103	東広島市高屋町宮領754 (会長宅)	082-429-1017	
	東広島地域活動栄養士会	739-2114	東広島市高屋町白市888-197 (代表宅)	082-439-2028	栄養士会
能 力 団 体	一般社団法人広島県歯科衛生士会東広島地区会	739-2121	東広島市高屋町小谷1406-179 (地区会長宅)	082-434-4459	歯科衛生士会
	竹原・豊田地区地域歯科衛生士会	729-2317	竹原市忠海東町五丁目25-4 (会長宅)	0846-26-3234	
	公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	東広島市河内町入野4203		獣医師会
	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦1-8-6 岡田動物病院内	0848-22-4488	
	竹原調理師会	725-0026	竹原市中央二丁目4-13	0846-22-0729	調理師会
	広島県飲食業生活衛生同業組合安芸津支部	739-0047	東広島市安芸津町三津4105-13 (事務局)	0846-45-0555	飲食業生活衛生同業組合
	広島県飲食業生活衛生同業組合竹原支部	725-0026	竹原市中央五丁目6-28 竹原商工会議所内 (事務局)	0846-22-2424	
	広島県料理業生活衛生同業組合東広島支部	739-2402	東広島市安芸津町三津4473-6 (支部長)	0846-45-2705	料理業生活衛生同業組合
	広島県料理業生活衛生同業組合黒瀬支部	739-2501	東広島市黒瀬町小多田173-1 (支部長)	0823-82-7303	
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合東広島支部	739-2611	東広島市黒瀬町大多田2084-1 (支部長)	0823-82-2053	喫茶飲食生活衛生同業組合
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合竹原支部	725-0026	竹原市中央一丁目8-3 (支部長)	0846-22-0421	
	広島県食肉生活衛生同業組合竹原支部	725-0301	豊田郡大崎上島町中野1841-13 (支部長)	0846-64-3052	食肉生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合東広島支部	739-0041	東広島市西条町寺家6356-1 (支部長)	082-422-7971	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合竹原支部	725-0026	竹原市中央三丁目16-1 (支部長)	0846-22-0464	
主 組 織	広島県美容生活衛生同業組合東広島支部	739-2622	東広島市黒瀬町乃美2379-1 (支部長)	0823-82-2609	美容生活衛生同業組合
	広島県美容生活衛生同業組合竹原支部	725-0021	竹原市竹原町3567-7 (支部長)	0846-22-9399	
	広島県クリーニング生活衛生同業組合西条支部	739-0025	東広島市西条中央一丁目16-7 (支部長)	082-422-2478	理容クリーニング生活衛生同業組合
	広島県クリーニング生活衛生同業組合竹原支部	725-0021	竹原市竹原町1679-18 (支部長)	0846-22-6381	
	竹原安芸津地区旅館組合	725-0002	竹原市西野町422-2 かんぼの宿竹原	0846-29-0141	
	東広島ホテル旅館組合	739-0012	東広島市西条朝日町11-31 一ぶく	082-422-2569	ホテル旅館生活衛生同業組合
	島しょ旅館組合	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4113-1 加藤旅館	0846-64-2007	
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	食品衛生協会
	竹原地域食品衛生協会	725-0011	竹原市下野町宇条2794-18	0846-22-8038	
	竹原市食生活改善推進委員会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1	0846-22-7157	食生活改善推進協議会
	大崎上島町食生活改善推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0330	
	竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35竹原市役所町づくり推進課内	0846-22-2278	公衆衛生推進協議会
	東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市役所庶務対策課内	082-420-0926	
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町役場保健衛生課内	0846-62-0303	
主 組 織	竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440	精神障害者家族会
	ふれあい家族会(旧賀茂部北部4町)	739-2315	東広島市豊栄町安宿279-1 会長宅	082-432-3564	
	賀茂台地断酒会	739-2622	東広島市黒瀬町乃美1139-6 会長宅	0823-82-0806	断酒会等
	芸南断酒会(竹原地区)	725-0025	竹原市塩町二丁目18-3 会長宅	0846-22-4909	
	AA白壁グループ	739-0015	東広島市西条栄町10-27 栄町ビル3F山崎神内科医院内	082-421-1480	
	やすらぎ会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108東広島社会福祉協議会	082-423-2800	認知症高齢者家族の会
	竹原認知症の人を支える家族の会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	
	精神ボランティアぶどうの会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	精神保健福祉ボランティアグループ
	広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	薬物乱用防止指導員地区協議会
	AHPの会	739-0041	東広島市西条町寺家5579-2 (事務担当宅)	082-423-8796	健病患者・家族会



広島県

西部東厚生環境事務所

西部東保健所

平成26年10月

〒739-0014 広島県東広島市西条昭和町13番10号

電話（082）422-6911（代表）